

平成26年3月11日

◎三石委員長 おはようございます。

ただいまから商工農林水産委員会を開会いたします。

(10時0分開会)

御報告いたします。

森田委員から、東日本大震災3周年追悼式に議長公務として出席するため、本日の委員会を欠席したい旨の連絡がっております。

本日からの委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

ここで審議に入る前に委員の皆様をお願いしたいことがあります。

皆様御存じのように、本日3月11日は東日本大震災から3年目に当たります。そこで、地震が発生しました午後2時46分に、震災により犠牲となられた全ての方々に哀悼の意を表するため、黙禱をささげたいと存じます。

《商工労働部》

◎三石委員長 それでは、商工労働部について行います。

議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎原田商工労働部長 それでは、商工労働部の提出議案と報告事項についての概要を御説明いたしたいと思います。

初めに、平成26年度当初予算について説明をいたします。

資料番号②の261ページをお願いしたいと思います。商工労働部の予算総括表になっております。

一般会計で当初予算額、平成26年度の欄でございますが、計の欄、95億6,241万5,000円、前年度と比較しまして金額で13億円余り、率にしまして12%の減となっておりますが、主な理由でございますけれども、今年度緊急雇用の基金事業が年度途中で契約を行ったものを除き終了するためございまして、新たに、25年の国の補正でつけ加わりました地域人づくり事業を含めましても11億1,700万円余りが減となったものが主な原因でございます。

続きまして、総括の特別会計でございますが、②の資料の766ページでございます。

商工労働部の特別会計の中小企業近代化資金助成事業特別会計でございます。他の分もちょっと入っておりますが、2段目の工業振興課と、その下、経営支援課、これを合わせますと2億9,111万円となっております。これも前年度から比べますと2億8,000万円余りの減となっておりますが、これは政府系の金融機関が非常に最近融資を充実しておるということで、設備貸与事業の利用の減少が見込まれますことから、この減額となったものでございます。

次の特別会計でございますが、778ページは流通団地及び工業団地造成事業特別会計でございます。当初予算、26年度の計が8億1,708万3,000円となっております。これも前年度に比較しまして3億6,000万円余り減となっておりますが、主に今年度で香南工業団地の工事が終了いたしましたので、それに基づく減少でございます。

続きまして、全体の概要の総括説明をしたいと思います。議案とは別に配付させていただいております商工農林水産委員会資料、議案補足説明資料と書いております資料、青い商工労働部のインデックスが右上についております資料でございます。

1枚めくっていただきまして、表頭部に商工労働部予算の概要とございます。平成26年度の予算のポイントでございますが、その下の枠以下5項目でございますが、まず商工労働部は県政運営の5つの基本施策の大きな一つの柱でございます。経済の活性化を担っておりまして、その枠の一番上にございます1の産業振興計画の推進を初め、以下主要項目、5つの主要項目で進めております。この後、この5つの項目に沿いまして主な事業、それから主な新規事業を中心に説明をさせていただきます。

6ページをお願いいたします。

一番上、1番目の産業振興計画の推進でございます。その真ん中に具体的な施策というのがございまして、その下に幅広い県内企業の設備投資の促進とございます。これにつきましては、下の括弧と書いてありますが、設備投資促進事業費でございます。県内の幅広い企業の皆さんの設備投資を応援しようという制度でございまして、これは昨年度創設したものでございます。県内の設備投資、国の現在有利な支援制度も十分利用されておりますけれども、この単独事業は、それを補完する形で使われております。これまで16件採択をしております。約14億6,000万円の設備投資が行われておりまして、58名の方の新規雇用につながっております。現在、15%の自己資金要件というのがあったんですが、そういったものを撤廃しまして、より使い勝手のいい制度として26年度運用することにしておるところでございます。

6ページの一番下でございますが、新想定を踏まえた団地開発の加速化でございます。工場用地の整備事業費補助金でございますけれども、高台への移転を希望される県内企業の声もございます。そういった企業のニーズに応じていくためにも、継続的な適地調査、計画的な工業団地の整備を行っていきたくております。この1月に分譲を開始しました香南工業団地につきましては、一般質問の中でもお答えしましたが、現在、3社と分譲手続を進めておりますほか、数社と調整を行っている状況でございます。

その次、7ページの一番上でございますが、工業団地造成事業費でございますけれども、平成26年度用地取得に向けて調整を進めております高知市内での工業団地の整備、それから新たに南国市の工業団地の開発に着手することとしてございます。

8ページをお願いいたします。

新規事業であります。来年度から取り組みます伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業でございます。県内の伝統的工芸品製造に従事されている皆さんに昨年状況を問い合わせたわけでございますが、大変厳しい中で後継者育成、それから販売促進に取り組む意向をお聞きしておるところでございます。本県の伝統的な産業を支える担い手の育成や経営の支援といったことに、市町村と連携して来年度から応援できればと考えております。

9ページの表題部(2)、ものづくり力の強化でございます。

中央あたりにまた具体的な施策がございますけども、ビジネスプランづくりから販売促進までの一貫した支援ということを括弧で書いております。その下に、㊦としてものづくり力強化対策事業費補助金といった項目でございます。布師田にございます産業振興センターに、ものづくり地産地消・外商センターを来年度設置するようにしております。高知県内のものづくり産業の総合力を高めたいと思っております。ものづくりに関する相談にワンストップでの対応を行いますとともに、全国レベルでの製品づくりに携わってきた専門家を新たに配置するなど、体制の強化を図りたいと思っております。また、企業ごとに専任担当者を定めまして、いわゆるビジネスプラン、企画の策定から外に打って出る外商まで一貫したサポートを行うことにしております。

下から2番目でございますが、これも㊦と書いておりますが、成長分野育成支援事業でございます。今後、市場の拡大が期待されます食品でありますとか天然素材、健康福祉といったような4つの分野で、商品開発、販路拡大に意欲を持たれる事業者の方々と、専門家で構成しております研究会でいろんな事業展開の支援をしているところでございます。この成長分野、5年目を今迎えております。現在、いろんな成果も出ておりますが、特に介護食品分野で、東部のほうなんですけど、全国展開のできる新工場の整備が終わってまして、雇用も30名を超える非常にモデル的な成長企業も出てきております。今後も全国で戦える製品を企業につくっていただけますよう取り組んでいきたいと思っております。

10ページをお願いいたします。

ものづくり地産地消・外商推進事業費でございます。引き続きまして、県内、また県外でニーズのある機械といったものを県内のものづくり企業でつくっていただくことを支援してまいりたいと思っております。

その下でございますが、防災関連産業振興事業、一昨年からは始めておりますけれども、最近マスクミでもかなり出ておりますが、防災製品、商品といえば高知県というところを目指しまして、県内企業と一緒に地産地消、外商をさらに進めていって、高知県の一つの売りの産業に育てていきたいと思っております。

次、14ページをお願いいたします。

大項目でございますが、2として中小企業対策の推進がございます。これは中小企業に対します資金繰りの支援、それから商工会、産業振興センターといった中小企業の支援機

関の機能を図っていくために各種事業を行っているものでございます。

その下の具体的な施策の金融支援でございますが、平成26年度は、その下に⑧として新産業振興計画推進融資がございます。これは新しく融資の項目として追加をしたいと思っております。この融資では、産業振興計画に多くの企業に参画をしていただきたい、参画を促すということ、それからあわせて県内産業の振興につなげるため、産業振興計画の趣旨に沿った事業を行う中小企業者を対象にその取り組みを、これは銀行とタイアップしてやるようにしております、金融機関と一緒に支援助をしていきたいというふうに思っております。

16ページをお願いいたします。

大きな3つ目の項目、雇用労働対策の推進でございます。

緊急雇用創出臨時特例基金事業でございます。この中でも25年度からやっております起業支援型地域雇用創造事業と新たに今回創設されました地域人づくり事業、こういった事業を最大限に活用いたしまして、さらなる雇用の創出を図っていききたいと思っております。

17ページをお願いいたします。

下から2段目のところの括弧に子育て支援など働き方の見直しの促進という項目がございます。その一番下の⑨でございますが、出産後の女性再就職促進事業でございますが、これは新規事業でございます。出産を機に退職された女性を正規職員として雇用される企業に一時金を支給するといったことで、再就職に積極的に取り組む企業を応援したいと思っております。

次、18ページをお願いいたします。

これ重点項目の4つ目でございますが、中山間地域対策の推進でございます。具体的な施策の一番最初でございます中山間地域等シェアオフィス推進事業でございますけれども、今年度、6社が県内の中山間地域に進出することになっておりまして、雇用でも、中山間の町では本当に1人、2人の雇用でも非常に欲しいという声をよく聞くわけでございますが、これは10人以上の雇用が確保できる見込みとなっております。26年度も引き続き、市町村などが設置しますこのシェアオフィスの入居を促進していくために、事務系の事業所の誘致活動、これを積極的に行っていきたいと思っております。

このほか、シェアオフィスではないんですが、本会議の知事の説明でもございました、私も答弁させていただきましたが、今回、四万十市、四万十町へのコールセンターの進出がございまして、中山間地域での雇用の場の創出の可能性がさらに広がったというふうに思っております。こういった企業の誘致にも、このシェアオフィス、同趣旨でございますが、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

19ページをお願いいたします。

重点項目の3つ目、南海トラフ地震対策の推進でございます。

新想定を踏まえた、先ほども申し上げましたが、高台への団地開発の加速化と同時に、事業者のBCP策定に対する支援、また工場等の耐震診断の支援といったことに取り組みたいと思っております。そういったことで事業者の防災対策をさらに推進してまいりたいと思います。

次の20ページをお願いいたします。

事業としては最後になりますけれども、商店街の施設地震対策推進事業費補助金でございます。これは今年度の9月補正でもお願いしたものでございますけれども、引き続き26年度当初で実施をしていきたいと思っております。老朽化が進んでいます商店街施設の改修等を進めることで、南海トラフ地震に備えた地域住民の皆さんの安全・安心な生活環境といったものを整備していきたいと思っております。

26年度の当初予算の主な概要につきましては以上でございます。

次に、25年度の補正予算の御説明をさせていただきます。

資料番号④の127ページをお願いいたします。

商工労働部の平成25年度補正予算の総括表でございます。後でまた課長から詳細に説明しますが、概括説明させていただきたいと思っております。この127ページの総括表の欄の計の中で、補正額トータルで3億1,600万円余りの減額をお願いしようと思っております。主な要因でございますが、その上にあります雇用労働政策課のプラスが非常にちょっと大きくなってございますが、先ほども申し上げております緊急雇用の基金事業で地域人づくり事業の創設がございまして、その基金積み立てで増額をさせていただくことが1つございます。また一方で、減額の大きいところですが、その1つ上の企業立地課の企業立地促進事業費補助金、それからその上の経営支援課の中小企業制度の金融の貸付金関係の予算が執行の見込みを下回り減額になっておりまして、トータルで先ほど申しました3億1,000万円余りの減額となったところでございます。

続きまして、特別会計でございますが、④の359ページをお願いいたします。

商工労働部所管の特別会計の中小企業、先ほど申しました特別会計の今回の補正予算でございますが、これも計の欄にありますように、2億7,900万円の減額補正をお願いしております。これは主に産業振興センターの設備貸与事業の貸し付けが予定を下回ったためでございます。

次に、364ページをお願いいたします。

特別会計の流通団地及び工業団地造成事業特別会計でございます。これはここで地方債の元金償還をしておりますけれども、これが当初予算を下回ったということで、5,200万円余りの減額補正をお願いするところでございます。

補正予算の概要につきましては以上でございます。

次に、報告事項でございますが、今回は産業振興計画のフォローアップ委員会の商工業部会の概要、これは毎委員会でご説明しておりますが、それを初めとしまして6件について、この後詳しく課長のほうから報告させていただきたいと思っております。

次に、主な審議会の状況でございます。先ほどありました議案補足説明資料にちょっと戻っていただきまして、議案補足説明資料の一番最後でございます。35ページにタイトルで平成25年度主な審議会等の状況というのがございます。これをごらんいただきたいと思っております。

経営支援課で所管しております大規模小売店舗立地審議会を今年の2月12日に開催しております。2件、新設の届け出を審査していただきまして、この2件は高知市内の大手ドラッグストア、それから大手のホームセンターでございます。2件とも、この審議の内容となっております交通や騒音など周辺地域に配慮すべき事項については、特に意見はないという答申をいただいているところでございます。

以上で私のほうからの総括の説明は終わらせていただきたいと思っております。予算議案、それから条例その他議案、消費税絡みの部分も含めまして4件ほどございますが、それと先ほどの報告事項の詳細につきましては、この後関係課長のほうからの御説明を申し上げたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げたいと思っております。

以上でございます。

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈商工政策課〉

◎三石委員長 まず、商工政策課の説明を求めます。

◎嘉数商工政策課長 商工政策課の嘉数と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、商工政策課の平成26年度当初予算について御説明をさせていただきます。

資料番号②の261ページをお開きいただきたいと思っております。

平成26年度の商工政策課の予算は、一番上に書いてますように、2億9,917万6,000円でございます。平成25年度と比べますと7,000万円弱の減額となっております。主な理由といたしましては、本年度、ちばさんセンター、中小企業団地内の公園の整備に関する工事を行いました。それが終了したことなどが主な理由でございます。

それでは、262ページをお開きください。

特定財源の歳入の御説明をさせていただきます。

上から3項目め、5 商工労働使用料67万8,000円は、先ほど言いました高知市布師田にございます中小企業総合センターの敷地の目的外使用の使用料でございます。

その2つ下、6 商工労働手数料596万5,000円は、計量法に基づきます検査、計量検定所がやっております検査の手数料でございます。

さらに、4つ下、6 の商工労働費補助金675万円は、ものづくり企業の耐震診断の設計

に補助金を出しておりますけれども、その費用に対する国からの交付金の受け入れでござい
ます。

263ページをお願いいたします。

上から5つ目、商工労働部収入39万4,000円は、臨時職員の労働保険料等の負担金でござ
います。

これらによりまして、平成26年度の歳入は1,509万7,000円となっております。25年度と
比べまして減額になっておりますけれども、主な理由は、先ほどの工事に係る起債の収入
の減によるものでございます。

次に、歳出の御説明をさせていただきます。

264ページをお願いいたします。

上から3項目め、商工政策推進費は、課の日常的な業務に係る経費でございまして、臨
時職員の人件費や旅費等といったものでございます。

265ページをお願いいたします。

3の計量検定費は、計量検定所が行っております計量器の検定検査に要する費用でござ
います。

その次の4建設業新分野進出事業費は、新分野進出を行うとします建設業の方々に対し
て、建設業新分野進出アドバイザーを設置いたしまして御支援をしている経費、あるいは
先進地視察等の経費でございます。また、今年度、建設業新分野進出の実態調査を行って
おりますけれども、県の入札参加資格、1,110社から回答をいただき、建設業新分野進出の
意向があるという会社が150社ぐらいございました。戸別訪問を行う中でフォローアップ
とか情報提供に努めてまいりたいと考えております。

その下、5事業者地震対策促進事業費は、民間事業者等が行う地震対策を支援するもの
でございます。

お手元の商工労働部補足説明資料の21ページ、商工政策課という赤いインデックスがつ
いたところをお願いしたいと思います。

26年度見積もり予算、BCPの策定支援でございましてけれども、地震が発生したときに
県内事業者の損害を最小限にとどめて事業を早期に復旧していただくということで、BC
P計画の策定を支援をしているものでございます。22年度から高知商工会議所とか税理士
団体、保険会社などと連携をいたしまして、BCP策定の支援プロジェクトを立ち上げて
御支援をしております。26年度は、このBCPの策定の手引のPRのパフレットを
作成するようにしてございまして、主に来年度の目標としましては、従業員50人以上の製造
業とか卸売、小売の方を中心に取り組みを進めていきたいと思っております。

続いて、その下、中小企業耐震診断等支援事業費補助金でございまして。これは震災後、
経済復興を速やかにしていただくためには製造業の耐震対策が重要でございまして。国の助

成事業を活用しながら耐震診断や耐震設計を行う企業に対する支援を行うものでございます。

その次の横にございます民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金は、民間事業者の方が従業員のためだけではなくて、市町村との協定に基づきまして地域住民の命を守る津波避難施設を整備する場合に、その経費の一部を支援するものでございます。

戻りまして、もとの資料②の267ページをお願いいたします。

債務負担行為を1件お願いしておりまして、先ほど御説明しました民間活力活用津波避難施設整備促進事業費補助金について、年度をまたぐ事業ができるように債務負担のお願いをするものでございます。

26年度予算の説明は以上で終わらせていただきまして、平成25年度の補正予算について御説明をさせていただきます。

資料番号④の補正予算の議案説明の127ページをお願いいたします。

商工政策課では、今回5,812万8,000円の減額をお願いをしております。

まず、歳入から御説明をします。

128ページをお願いいたします。

歳入につきましては、先ほど御説明しました中小企業耐震診断等支援事業費補助金の財源である国からの交付金の受け入れを実績に見合って減額をしたということでございます。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。

129ページをお開きください。

歳出につきまして、右の説明欄のほうで御説明をさせていただきます。

1 事業者地震対策促進事業は、先ほども申し上げました耐震診断等に対する補助金と民間事業者の津波避難施設の整備に対する補助金でございまして、内閣府の新想定公表以後、高台に移転をしたいとか、実際に自分のところをどう整備をしていくのかちゅうちよされる方がたくさんございます。御相談はあるんですけども、なかなか実績につながらないということもございまして、今回減額をお願いをするものでございます。

以上で商工政策課の説明を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎田村委員 265ページの建設業新分野進出支援事業、これ建設業が落ち込んで、本体のことは別にして、なお新分野への支援というのは具体的な形でどんなことを考えられとるのか。

◎嘉数商工政策課長 正直申し上げまして、今本業が忙しいということで、なかなか新分野を考えるのは難しいというお声もたくさんいただきます。ただ、中には、やっぱり今の時期だからこそ新分野へ行きたいという方もいらっしゃるしまして、具体的には例えば介護

福祉の施設を運営、あるいは農業への進出、林業へ進出をされたりという形でございまして、私どものほうはアドバイザーを中心に相談から、例えば利用する補助金とか、そういうものの御説明をさせていただいたり、先進地ということで年に2回ほど、実際に介護施設とか農園をやられているとこなんかの見学なんかをさせていただいております。

◎田村委員 補正予算の129ページ、これ減額にはなっているんですが、これ実際の診断をする技術者、そのことは特に関係はないかね。技術者の人材がおるかどうかというようなことについては。

◎嘉数商工政策課長 現実問題として、先ほども御説明しましたけども、実際に耐震診断をして修理をしてまで使うかどうかということで悩まれているというのが実態でございまして、そういう技術的な部分ということではございません。技術者がいないということではなくて、やはりどうしようかというのを正直悩んでいるんだと思います。

◎田村委員 診断をする技術者、診断士というかな。

◎嘉数商工政策課長 コンサルの方がいらっしゃいまして、そちらのほうにお願いをしております。

◎田村委員 それ意外に少ないというか、そのことも一定あるんで、それが少ないんで、出てこないんで事業費が減ったというような、ちょっとこれで見るととれるんで、そこらあたりはどうかなど。

◎嘉数商工政策課長 技術者が少ないから出てこないということではなくて、やはり迷われているというのが実情でございまして。お話を聞いてみますと、どうしようかというようなことではございまして。

◎溝渕委員 関連です。建設業の新分野の関係ですが、先ほどもあったように、建設業が南海トラフ地震の関係もあって忙しくなって、他分野への進出がちょっと弱まっていくのかなという思いもするんですが、実際にはどうですか。それから、230社くらいですか、その目標も定めとるんですが、全体では建設業のほうが忙しくなってということがあろうと思いますが、実際に成功した、特に成功している、介護とか農業とか林業、いろいろ入っているんですが、その辺ちょっと成功事例を聞いておきたいですが。

◎嘉数商工政策課長 まず、建設業で進出された方はトータルでいきますと、今264社ぐらいいが何らかの形で新分野に挑戦をされてます。割合で見ますと、農業が例えば56社とかサービス業が53社とか林業が31社とか、あと福祉が8社とか、それぞれ濃淡ございまして。ただ、その成功事例ということで申し上げますと、例えば農業でも何社かは黒字になったというお話はいただいておりますけれども、大半の方がなかなか厳しいということで、新分野進出されたところでもうかっているという形のお話は少のうございまして。それから、福祉関係でいきますと、これは一定収入が入るといのがございまして、そちらのほうに進出された方は、今はまだ厳しいけれども、将来的には何とかなるんじゃないかという

ふうなお話はいただいております。

◎溝渕委員 なかなかこういうことに、時代が大分、ある程度建設業はリストラして相当縮小してやってきた中での現在、ほんで急に建設そのものの仕事も多くなってきたということなんですが、実際にはそれぞれ新分野へ行かれています企業にしても、職員数のこともあって、幾らでも職員が足ればそれも両方併用してやっていくこともできると思うんですが、なかなかこんな形になると、職員が足らなくて、こっちへ反対にまた回したりということも企業としては考えなければいけない部分もあるかもわかりませんが。実際に部長が見られてて、計画としてはいろんな目標も持ってやっているわけですが、その辺どうなるというような思いがあるのか、ちょっと部長から聞いておきたい。

◎原田商工労働部長 この事業を始めたときは、田村委員もおっしゃいましたけども、非常に建設業が厳しいという状況があることが一つの要素になったことはもう間違いございません。去年あたりから非常に国の対策も出まして、公共事業も発注がふえて、本業のほうも非常に忙しいという状況の変化は、おっしゃるとおりでございます。我々としましては、当然強要といたしますか、人手不足の話もございますので、そういうようなことは全くしておりませんで、ただ、今課長からも言いましたけれども、いろいろ話を聞きますと、これを機会に體質をきちっと、そういうことをできるといいますか、またいつどうなるかというところもあるという認識もおありの方も多いようでございます。そういった中で、今ぜひ取り組みたいという方もアンケートで、いらっしゃいます。そういう方について、やはり具体的な今の考え方なりをきちっとお伺いした上で、個別個別で対応するというのが今の方針でございます。去年あたりの事業の受注状況を見て、途中でちょっと今休みたいという方はいらっしゃいます。そういう方はもうきちっとそういうところを捉まえた上でやっていただく。それ以外も踏まえて、今やりたいという方も、先ほど言いましたように、一定の方はいらっしゃいますので、そういう方に関しては、そのニーズもお聞きしながらきちっと対応していくと。今個別にそういう企業の状況をお聞きさせていただきながら対応するという状況でやらせていただきます。今後どう変わっていくかというのも踏まえながら、進めたいと思っています。

◎溝渕委員 最後、要請ですが、新分野に進出もされて、それから建設業もやっているという中で、雇用の問題がありますので、それぞれ頑張って両方やっていってもらって、技術の分野の者が建設業に帰っても、そこへまた雇用で補充していただいて、それぞれ雇用の場の確保にこのことがつながっていくように、やっぱり県としてもそんな支援はして欲しいと思います。このことによって、建設業が忙しいからこっちへ来るんだとかいうことでなしに、両方がそれぞれ成長もしていくような努力はして欲しいと思います。

◎吉良委員 商工政策課の中の地震対策への支援にかかわってですけども、民間活力活用

地震対策促進事業費ですけれども、この補正を見ると、例えば補助金は3,411万4,000円という減額になっているんですけれども、それと同額の事業費がまた今回計上されていますよね。これは実績がどれくらいあるのかということと、それから市町村との協定に基づきということなんですけれども、市町村の認識がないのかどうなのか、その原因、それをちょっとしっかり把握していかないと、せっかく予算計上しても、また流れていくことになるんじゃないかと思うんですけれども、その辺はどうですか。

◎嘉数商工政策課長 委員おっしゃるとおり、6,000万円の当初予算を組んでおりまして、それを3,000万円ぐらい減額すると。平成26年度はその実績見合いの3,000万円ぐらいの予算を積み上げさせていただいております。実態といたしますと、相談は確かにございますが、市町村との連携と申しますか、市町村からお話も聞いて施設を修理するとか、そういうふうな部分で時間がかかっていたりするのもまた事実でございます。24年度の実績は、実際に3件対応しております、100人を超える従業員の避難場所ができておりますし、地域住民も1,500人ぐらいの避難場所につながっております。ですから、市町村にしてみると、みずから施設を構えるのではなくて、既存の民間の施設を利用させていただくということで、トータルのコストは安くなりますので、積極的にPRをしていきたいと思っております。

◎吉良委員 大体そういう地域というのは市町村でも限られてくるわけですよ。県下的にやっぱりきちっと見て、この地域にはこういう公共のものよりもこっちのほうが安く、しかも効率よくできるんだと、効果的に、そういうのを計画を立てて市町村とその企業にプッシュしていくということをするのが筋だと思うんですけど、そこら辺の計画というのはお持ちなんですか。

◎嘉数商工政策課長 まず、海岸沿いの市町村がターゲットになります。計画的に海岸沿いの市町村に対しては集中的に御説明はさせていただいております。ただ、ビルの持ち主の方へ直接というところまでは残念ながら手が回っておりませんで、そこらあたりが今後の課題だと認識はしております。

◎吉良委員 ぜひ市町村と一緒に、県として重点的にきちっと整備させていくという方向で予算執行を行っていただきたいと思えます。

それから、BCPの策定の支援事業費ですけれども、現在その194社ということですが、今回50人以上ということになっておりますけれども、これは大体どれくらい企業数があって、そして現在つくっているところも含めて、来年度はこの予算で何社ぐらいの実施をさせようとしている内容なんですかね。

◎嘉数商工政策課長 まず、予算の内容は、パンフレットを作成して配りたいというのが中心でございます、それで300万円ぐらいパンフレットの費用をとらせていただきます。BCPのプロジェクトによります策定状況ですけれども、2月末ぐらいの状況を見ます

と、230社ぐらい応援をしております、そのうち95社が策定済み、99社が策定中、22社が検討中というふうな状況でございます、当初と比べますと、今年度で30社ぐらいふえてるといふ状況でございます。BCPの策定、結構時間がかかりますし、その企業の方の取り組み度合いによってスピードも違いますけれども、そういうような形でやらせていただきたいと思っております。

◎吉良委員 パンフレットは何部つくるんですか。それから、対象の企業数が何社で、具体的にどのようにお使いになるのか。

◎嘉数商工政策課長 パンフレットは3,000部印刷をする予定でございます、50人以上の事業者数でございます、今県内669社でございます。それに対しては、もう全部アンケートの形でお送りするなり、積極的なアプローチはしたいと思っております。

◎吉良委員 実際、企業は、なかなかここまで手が回らないというところがたくさんだと思いますのでね。フォローにちゃんと当たっていくことを、ぜひお願いします。

◎横山委員 民間活力の地震対策で、3,400万円の減額がどうして出たのかは吉良委員の質問への説明で大体わかったのですが、その補助率は、2分の1とか3分の2とかいう形であるわけですが、補助率について市町村が使いづらいとかということはないですか。

◎嘉数商工政策課長 民間活力のほうは、事業者の方がみずからの工事をやられるときに少し補助が出るということですので、市町村の方がということはないと。民間の方についても、例えば通常の自社の社員向けに改修をしようという部分が地域の方も取り込むことで一定補助も出るということで、具体的にその補助金額が少ないというお声はいただいてないです。

◎横山委員 津波浸水区域というのは県下に広がってますので、たくさんあると。そんな中で、公が津波避難場所ということも限界があると思っておりますのでね。やっぱり民間の高台とか、ビル等のそういうところに津波避難のための施設、外つけ階段とか、それからフェンスとかというのはどうしても協力していただかんと、最終的な津波避難方法とかというような形にならないと思います。そのことについて、ちょっと予算が余るということは何かアピールが足らざったんじゃないかなという思いもちょっとあったりするがですよ。十分やられた中で、いろいろ事情があって3,400万円の減額になったと。ことし3,000万円組んだ。そこらあたり、年度またいでやるような形の工夫もされてるわけですが、ぜひこういう予算については、皆さんが使いやすい、そしてまた地震対策、県民みんなが、行政も民間事業者も含めて津波避難に関しては万全な対応を図るといふような形で、部長何か答弁ありそうですね。

◎原田商工労働部長 今横山委員おっしゃいましたように、いわゆる多様な避難設備、避難場所の確保の一環として、やはり県内の企業、事業者の皆さんの設備、施設を利用して、そういう多様な津波避難の体制といいますか、それをつくっていかうというのが一つ

の大きなものでございます。公共でやるところはもうどんどんやっていただかないかん。ただ、町の中、海辺の中で、高齢者がいらっしゃるところがあって、津波避難というてもよう行かんというところに工場なりがあって、社員のために避難設備を整備するのであれば、周りのための部分もつくってくださいと、いうのが趣旨でございますので、逆にこれがぼんぼん出るということはあるがたい話ですけど、それも含めて当然広報をやっていくということなんです、やはりそういう隘路なり、ひとつかゆいところに手が届く津波避難施設の整備というのが一定この事業の大きな目的でもあると思いますので、きちっとした広報もしながら、必要なところはピースが埋まるような形で使っていただければなと思っております。

◎加藤副委員長 関連してですが、先ほどから地震対策の議論されてますけど、執行率がちょっと厳しいという状況もあろうと思います。ただ、事業内容は非常にいいというか、重要な内容だというふうに思います。

この事業、多分商工労働部で持つのか危機管理部で持つのかという議論があるんだと思うんですよ。例えば南海地震対策の課なり、危機管理部のホームページを見ても、民間活力の補助メニューは出てこない現状があるんだと思うんですよ。だから、まず危機管理部との役割分担がどうだったのかというのが1つ。

もう一つが、そうなったときに、危機管理部と各市町村の担当課というのは防災担当の係なり課なりつくってやりとりしてると思うんですよ。商工労働部と市町村の担当課でどういうやりとりしてるのか。ちゃんとこういう補助メニューがあるんですよということが市町村の担当課に周知ができてるかどうかです。ここも執行率に影響してくるんだというふうに思うんですけどね。この2点ちょっとお聞かせいただけますか。

◎嘉数商工政策課長 まず、南海地震対策課と私どもの課の情報については共有をしているつもりでございますけれども、きちっとそれが、例えば南海地震対策のホームページでうちのほうのホームページが見れるようになってるかという、若干問題があるのかなというふうに思います。それから、市町村との関係でございますけれども、私どものほうも南海地震対策ということで、そういう説明会には当然出席をして説明をさせていただいております。ただ、この執行率を見て不十分だということはもう受けとめなければと、説明会は当然やっています。

◎加藤副委員長 先ほども申しましたけど、非常にこの内容自体は重要な内容ですので、その連携も含めてちょっと課題を検討していただければと思いますので、よろしく願います。

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

〈工業振興課〉

◎三石委員長 次に、工業振興課の説明を求めます。

◎松岡工業振興課長 工業振興課長の松岡でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、工業振興課の平成26年度の当初予算と平成25年度の2月補正予算につきまして御説明させていただきます。

まず、平成26年度の一般会計の当初予算につきまして御説明いたします。

お手元の②とあります議案説明書の261ページをお開きください。

予算の総括表でございます。

上から2段目、工業振興課でございますが、平成26年度の一般会計の予算総額は8億9,707万円で、平成25年度比にして6,218万円、約7.4%の増となっております。

それでは、歳入から御説明させていただきます。

268ページをごらんください。

特定財源の歳入につきまして御説明いたします。

上から3項目めに商工労働手数料とございます。これは採石法に基づく許可申請等に関する手数料でございます。

その4つ下に商工労働費補助金とございます。これはものづくり企業のサポート強化のため、産業振興センターの体制強化など新たに取り組もうとする事業に要する費用に対する国の補助金の受け入れでございます。

最後に、269ページの2つ目の項目に雑入として商工労働部収入とございます。これは室戸市と共同で実施しております室戸海洋深層水ブランド化事業に要する経費の室戸市負担分などでございます。

続きまして、歳出につきまして御説明させていただきます。

270ページをごらんください。

右端の説明欄に沿って主な事業につきまして御説明させていただきます。

まず、下の欄の5行目にあります製造業ポータルサイト管理運営等委託料でございます。これは県内の製造業者の製品や技術等の情報をインターネット上で公開し、企業間取引を支援するために構築いたしましたウェブサイトの保守管理や問い合わせへの対応といったヘルプデスク機能を委託するものでございます。

その下、ものづくり担い手育成事業委託料でございます。これはものづくり企業に不可欠な溶接、機械加工、生産管理など基盤技術にかかわる人材育成の事業を高知県中小企業団体中央会に委託するものでございます。

次に、パンフレット作成委託料でございます。これは県内外で防災関連製品のPRを行うため、高知県防災関連製品認定制度に基づく認定製品のカタログを作成するものでございます。

次に、パネル作成委託料でございますが、これはパンフレットと同じく、防災関連製品のPRのため、市町村などのイベント時などに貸し出すことを目的といたしまして、認定

製品のパネルを作成しようとするものでございます。

次に、271ページをごらんください。

4行目になりますが、第9回高知国際版画トリエンナーレ展実行委員会負担金でございます。これは3年に一度開催され、来年度が開催年となります版画コンクールの募集や広報など、開催に必要な経費の一部を負担するものでございます。

次に、設備投資促進事業費補助金でございます。これは企業活動を継続、拡大し、雇用を確保しようとする県内製造業の事業者を対象に、土地、建物、設備を取得する場合にその経費の一部を助成するものでございます。来年度から、より使い勝手のよい制度とするために、これまで求めてました15%以上の自己資金要件を廃止し、全額融資にも活用できるような制度の見直しを行ってまいります。

次に、研究会発事業化支援事業費補助金でございます。これは成長が期待されます食品や天然素材などの4つの分野で、テーマごとに企業や専門家等で構成いたします研究会を設置し、この研究会活動から生まれる事業化プランの早期の事業化を後押しするために、生産設備に対する助成とあわせまして、商品開発や販路開拓のための専門家による指導・助言などの支援を行うものでございます。21年度から事業を実施しまして、これまでに60件の事業化プランを認定しておりますが、事業を拡大し、全国に向けた展開を始める企業も出てくるなど、大きな成長が期待されるプランがあらわれ始めております。26年度からは外商力を強化し、販路拡大をさらに加速するため、新たな販路開拓や販売手法ができたプランの再支援を行うなど、PDCAをきかせ、成長分野育成の取り組みを力強いものにしてまいりたいと考えております。

次に、ものづくり地産地消・外商推進事業費補助金でございます。これは県内外に需要がある機械や設備をできるだけ県内企業で製造していくために、県内ものづくり企業が試作する機械の企画設計、開発、改良に要する経費の一部を助成するものでございます。本年度は2月末までに14件を採択しております。平成25年度までは「・外商」という言葉はなかったんですが、26年度からは外商という言葉が入っております。25年度までは県内ニーズに対応した開発支援としておりましたが、来年度からは県外ニーズに対応した開発についても支援をするなど、これまで以上に使い勝手のよい制度に見直しをしてまいりたいと考えております。また、より企業の開発が確かなものとなりますよう、審査会に全国に通用するものづくりに携わってこられた方を加えまして、これまで以上のアドバイスも行っていきたいと考えております。

次に、その下の伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金でございます。こちらは、部長のほうからも説明がありましたが、来年度から新しく取り組もうとする事業でございます。

別添資料の工業振興課の23ページ、商工農林水産委員会資料の右にインデックスで工業

振興課とございますが、そちらをごらんください。

国指定の伝統的工芸品や県指定の伝統的特産品は、本県の歴史や風土の中で培われ、日常生活に豊かさや潤いを与えてくれるものでございまして、後世に受け継いでいくべき本県の大事な財産であると考えております。しかしながら、この上の資料の背景・目的にも記載しておりますが、本県の手すき和紙など伝統的産業は、職人の高齢化や後継者不足により厳しい状況にあります。この状況を打開するため、産業振興センターとも連携し、人材の発掘・育成、販路開拓支援の2つの柱を基本としました新たな取り組みを行ってまいります。

まず、県で行いますのが、左端の上にあります人材の発掘と育成の部分でございます。まずは、伝統的産業に興味ある人材を発掘・確保することが必要ですので、移住コンシェルジュとも連携し、全国から広く人材の発掘を行っていきたいと考えております。

それとともに、中央の枠囲みにあります伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金により、市町村や事業者と連携した上で、短期体験研修、長期研修を行っていかうとするものでございます。

次に、販路開拓支援では、下の部分になってまいります。産業振興センターの基金を活用しまして新たに施策を創設し、現在のライフスタイルに合った商品開発や県内外での販売促進活動を支援してまいりたいと考えております。

このように人材育成と販路開拓の両面から支援をあわせて行っていくことで、地域に根差した伝統的産業を将来につなげていきたいと考えております。

議案説明書②の271ページにお戻りください。

右端の欄、下のほう、3産業振興センター総合支援事業費でございます。こちらは産業振興センターへの補助事業になっております。まず、下の中小企業経営資源強化対策事業費補助金は、産業振興センターが従来から行っております県内事業者からの経営課題に係る各種相談への対応、販路開拓支援、下請受注あっせんなどに対して助成するものでございます。次のものづくり強化対策事業費補助金は、平成26年度に新たに創設するものでございます。これまで県と産業振興センターがそれぞれ行っておりました見本市の出展を産業振興センターに一元化するとともに、国の補助金を活用し、県内企業のものづくりへのサポートを一段強化していきたいと考えております。

先ほどの別添資料の赤のインデックス、工業振興課の24ページをごらんください。

まず、左上のバージョンアップのポイントのところをごらんください。ものづくりの産業の振興におきましては、これまで5年間にわたって産業振興計画に基づきまして試作機開発から販売促進、生産拡大に伴う設備投資といったものづくりのステージに応じた施策を充実してまいりました。その結果、農業用機械、介護職、防災製品などの分野で全国展開を見据えた製品が出てきており、一定の成果が見えてきたところでございます。来年度

は、こうした5年間で積み上げてきた仕組みに加えまして、景気の回復と国の大規模な経済対策が重なり合う、ものづくりに取り組みますには絶好の機会であります。この好機を逃さずに、ものづくりの流れをより大きく、より早く、より確実にするために、ものづくりに関する施策と体制を強化していきたいと考えております。

具体的には、右の上段、強化のポイントのほうに記載しております。

まず1点目ですが、これまでの説明でもお話ししてまいりましたが、これまでの施策についても、より使い勝手がよいように拡充を図ってまいります。

県の施策の拡充につきましては、それぞれの事業で説明させていただきますが、少し補足の説明をさせていただきます。

先ほどもお話に出ておりましたが、平成26年度は県の施策に国の経済対策で創設されましたものづくり・商業・サービス補助金に加わってまいります。こちらの補助金は、補助率が3分の2、通常でいきますと補助上限額1,000万円と、非常に有利な制度となっております。産業振興計画を加速化していくためには、これを追い風として、まずは大きく取り込んでいくことが非常に大切であると考えておまして、このため関係機関とも連携し、県の施策も含めましてしっかりと企業に情報をお伝えしていきたいと考えております。

そしてもう一点でございますが、産業振興センターと連携した新たな施策について御説明させていただきます。

こちらの中段右側に縦書きで県の施策それぞれ記載をしておるところでございますが、この縦の部分で左から2つ目のところに、県独自の経済対策による設備投資の促進という記載をしております。こちらは産業振興センターの基金を活用した新たな制度でございます。補助率が3分の1、補助上限額500万円となっております。国の経済対策は非常に有利な一方で、実際採択率等がありまして、全ての企業ニーズには対応できないといった部分もございます。このため、より多くの企業の方に設備投資などに取り組んでいただけるように新たな制度を創設するものでございます。国の採択結果を受けてから応募ができますよう公募期間をずらすなど、より多くの企業に利用いただけますよう、執行段階での工夫も行っていきたいと考えております。

もとに戻って、右上のポイント2以降の分について御説明させていただきます。

2以降についてが、体制の強化について記載をしておるものでございます。

まず、2といたしまして、現在産業振興センターに設置しておりますものづくり・地産地消センターと外商支援部を統合し、9名増員を行った上で、新たにものづくり・地産地消外商センターを設置してまいりたいと考えております。

次に、ポイント3として、この新しいセンターでものづくりに挑戦する企業の相談にワンストップで対応していくための総合相談窓口を開設してまいります。

次の4として、センターで企業ごとの担当者制をしきまして、事業化プランの策定から販売戦略の策定まで一貫したサポートを行ってまいりたいと考えております。

さらにポイント5としまして、全国レベルの製品づくりや販売戦略に精通した専門家を新たに配置しまして、ビジネスプランの策定や生産管理体制の見直し、販売戦略の策定などにつきまして、より質の高いサポートを行ってまいりたいと考えております。

最後に、ポイント6としまして、県外の外商サポート機能の強化も行っております。現在、東京に1名、大阪に2名という外商の支援の方がおりますが、東京1名増の2名、それから名古屋のほうに新たに事務所を設置し、1名を配置していきたいと考えております。強化しました体制と施策をきめ細かく企業の皆様にお伝えしていくことで本県産業の活性化、雇用の創出につなげてまいりたいと考えております。

また②の議案説明書の271ページにお戻りください。

下から4行目、4室戸海洋深層水ブランド化事業費でございます。

1つ目の室戸海洋深層水ブランド化事業委託料でございますが、これは室戸海洋深層水を利用した商品の販路拡大を図るために、PRに使用します販促ツール等の作成を委託するものでございます。地産外商公社などと連携いたしまして、マスコミ関係や百貨店、高級スーパーなどに関連商品の売り込みを行いますとともに、県人会や経済関係者の集まる場を活用したPRにも取り組んでまいります。

次に、272ページをごらんください。

一番上の海洋深層水取水地連携推進事業委託料でございます。これは全国の他の取水地と連携して行うスーパーマーケット・トレードショーへの出展や海洋深層水フェアの開催に係る経費でございます。

次に、一番下の5中小企業近代化資金助成事業特別会計繰出金でございます。こちらは産業振興センターで実施しております高知産業振興基金、いわゆる100億円ファンドの原資の一部としました地方債の借入利息を支払うために一般会計から特別会計へ繰り出しを行うものでございます。

次に、273ページをごらんください。

債務負担行為を3件お願いしております。

初めの設備投資促進事業費補助金は、県内で製造業を営む企業を対象に、設備投資に要する経費の助成を行うものでございますが、工場建設で工事期間が長期にわたるなど、年度を超える設備投資の事案が予想されますことから、対応できますよう債務負担行為をお願いするものでございます。

次のものづくり地産地消・外商推進事業費補助金、こちらのほうは試作機の開発や改良に要する経費の一部を助成するものでございますが、こちらも年度をまたぐ開発に対応できますよう債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、公益財団法人高知県産業振興センターが行う見本市出展事業に対する補助でございますが、これは平成27年度当初に予定されております見本市へ出展するための経費でございます。主催者への出展の申し込みや出展企業の募集を26年度内に行うことが必要であることから、債務負担行為として計上させていただくものでございます。

続きまして、平成26年度の特別会計の当初予算について御説明をさせていただきます。766ページをお開きください。

当課で所管しております特別会計は、中小企業近代化資金助成事業特別会計でございます。2つ目の工業振興課の欄にありますとおり、平成26年度の予算額は前年と同額の749万円となっております。これは先ほど一般会計の繰出金で御説明しました高知産業振興基金の原資の一部としての地方債に係る借入利息を支払うための予算でございます。この予算に関します歳入部分を770ページに、歳出部分を771ページに、また起債に関する調書を772ページにそれぞれ記載しております。

以上で平成26年度予算に関する説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成25年度の一般会計の補正予算につきまして御説明させていただきます。

資料は、④議案説明書127ページをごらんください。

上から2段目の工業振興課でございます。1億5,426万5,000円の減額となっております。

補正の内容につきまして御説明をさせていただきます。

131ページをごらんください。

歳出のうち、主な事業につきまして御説明をさせていただきます。

2の工業振興費の右端の説明欄をごらんください。

1 商工振興対策費でございます。

まず、重点分野雇用創造製造業ポータルサイト企業情報収集等委託料でございます。委託発注に際しまして、委託期間の短縮等の見直しを行ったことなどにより減額するものでございます。

次の設備投資促進事業費補助金は、平成24年度補正で国の非常に有利な補助制度が新たに創設されまして、県の補助金を活用する企業数が当初の計画を下回る見込みとなったために減額するものでございます。

次の研究会発事業化支援事業費補助金は、補助金の活用を希望しておりました企業の社内事情の変化による事業実施のおくれや、他の助成事業の活用等によりまして補助申請件数が当初の計画を下回ったことによる減額となっております。

次のものづくり地産地消推進事業費補助金は、採択事業の交付決定件数が見込みを下回ったことにより減額をするものでございます。

次に、2産業振興センター総合支援事業費でございます。

一番下の中小企業経営資源強化対策事業費補助金は、県の給与に準じたセンター職員の給与減額などによるものとなっております。

最後に、繰越明許費について御説明をさせていただきます。

132ページをお開きください。

これは設備投資促進補助金の採択案件1件につきまして、補助対象事業者の事業に遅延が生じたため、実際には設計が当初より時間を要したということで繰り越しを行うものがございます。

以上で工業振興課の提出議案についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 伝統産業の関係でお聞きしたいですけど、国が2品目、県が11品目という指定があるわけですが、県内にはこれ以外にも、後継者もいない、指導者も高齢になって、このままだともうその技術が後を絶たれるという状況のものも結構あるわけですけど、この指定はやっぱり市町村のほうから上げてくるような形になるわけですか。

◎松岡工業振興課長 一定要件がございまして、国のほうは100年以上、本県の場合はそれよりも短くて50年以上のものであって、基本的に最初はやっぱり実態でいくと、団体なりからお話をいただいて、実際に申請を上げていただくときには市町村からも推薦をいただくような感じになっています。

◎坂本（孝）委員 一つの例を挙げますと、南国市には銃砲の修理をする人がおります。この人はもう70歳過ぎの人で、個人で50年以上やっているわけですけど、そういう人がこの技術を何とか後へ残したいということで、いつか若い人、研修希望者がいて、それを入れてやってましたけど、続けることもできなかつた。その人の技術というのは、西日本でも1人ぐらいしかもう残ってないような本当に貴重な技術であって、こういうものをやっぱり残していかないと、本当に伝統産業保存の意味がなくなると思うわけですね。その人は個人でやっているわけ。伝統産業の保存の対象というのは、協同組合または事業者ということになっておりますので、個人でも50年以上やっている人を何とか、その技術を後継者に引き継いでいくということで、前にも1回説明も受けましたけれども、そのときには対象が団体というような説明を受けて、個人ということをお聞きしていませんので、また今言ってるわけですけど。こういう人をどういうふうに支えていくかというところですよ。そういう大事な技術であれば、県のほうから南国市のほうへもちゃんと連絡をしていただいて、こういう人がいるらしいが、登録できんだろうかというふうな、市町村と一緒に人材を発掘していくような取り組みが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

◎松岡工業振興課長 地域地域でそういう技術を持たれている方というのはやっぱり非常に大切であるとは考えます。ただ、こちらの伝統産業は一般的に、例えばサンゴだとか土佐和紙とか、日常の部分に提供していく本県での切り口になっていることは1つあります。以前に、本庁業務概要でもそういうお話をいただいたので、そういった部分についてもできないかということで、内部でもいろいろ議論をしてきましたし、今後もやっぱり考えていかないかん着眼点の一つであるということ間違いないと考えてます。そういった中で、例えば総務省の地域づくり協力隊という制度、これ非常に有利な制度があったりして、まさにやっていくには市町村も巻き込んだ格好でやっていかなくちやいけないのかなという議論も実際中ではしたところです。今回の部分につきましては、少し、先ほども言いましたように、日常生活に打っていく、例えば、工芸品とかそういった部分での制度についても、同じような格好で検証すると、改めて皆さんのお話を聞くと非常に厳しい状況で、まずはそちらのほうから対策をとという格好で26年度から始めさせていただきたいというふうになっております。

◎坂本（孝）委員 確かに日常生活の部分というのは、やっぱり時代に合った技術ということで大事だと思いますけれども、古い技術ほどその指導者というのは高齢化しているわけですね。その人がいなくなれば後へもう残っていかないと、そこでもう途絶えてしまうわけですね。そういう古いいものをどうやって残していくかということも県が考えていく事柄だと思いますけどね。日常生活に合わせて、古い、確かに現代的じゃないかもしれませぬ。猟銃、銃を使用する人は限られていますので、本当に日常的でないといえれば日常的ではないわけですがけれども、そういうものを何とか保存していく努力というのを早く、日常的なものを保存すると同時に、あわせてこういう古い、利用度が低くはなったけれども、高い技術を求められているもの、そういったものをどうやって保存していくかということですので、ぜひあわせて進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

◎松岡工業振興課長 まさに、脈々と続いてきた産業という部分と、高知県で誇れるその技能を持たれた方という、それは少しだけ切り口が違うけども、高知県にとってはそれはそれで財産ではあると思います。商工でもやっていきますし、やっぱり伝統産業なんかの部分についても、文化とか、それからその地域地域があるので、地域支援員とか、いろんな知恵をいただきながら、まさに技能という部分になると、例えばさっきの猟銃の話もそうでしょうし、企業でも技能を大切にしていけないかんというところは、これ間違いないところなのかなというふうには思うんですが、すぐにこれで打開策だということころまでは、まだいっていないところですので、その部分については関連のところ等を含めて今後とも検討というか、勉強させていただきたいというふうに思います。

◎坂本（孝）委員 ぜひ指導者がいるときに、後でしまったということにならんように、やっぱり大事な産業ですのでね。今まで高知県をつくってきた産業ですので、これも。ぜ

ひよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎溝渚委員 地産地消・外商センターですが、体制も9名増員して積極的にやっておりますが、もとは食べ物を地産地消で、高知県でつくったものは自分らで食べろから始まって、工業関係まで、北村前会長は工業でもいろんなものができるよということから、相当積極的に県も支援してやってきたわけです。そんな中で、ものづくりの地産地消・外商の補助金とか、2億1,000万円とか1億円とかいう形で体制も相当整ってきた。本当に工業のほうでの地産地消・外商というものは大きな伸びを皆さん方のおかげでしてきたことは間違いないと思ひます。

そんな中で、ユズの馬路のことから、北村前会長は、高知県のものを工場は何も使ってなかったと。海外から来たものばかりだったということで、自分たちでもできるということとでいろんなものへ工業会としても積極的にかかわってきたわけですが。体制も人員も整えて、これからまだまだやろうということで高知県も言っているわけです。知的財産とかいろんな成果、特にここまでやってきた中でいろんなものがあると思いますが、大きなものとして県民にも誇れるような、そういうものはどんなものがありますか。小さいものはたくさんあろうと思ひますがね。

◎松岡工業振興課長 知的財産の面ですか。それではなく、ほかにこういったものという御紹介でよろしいですか。

◎溝渚委員 知的財産だけじゃなしに。

◎松岡工業振興課長 1つは、先ほどちらっと説明させていただきましたが、成長分野の育成の事業の中で、これは第1号の認定のところなんです、介護食の関係の食材を新たに開発された企業がございまして、よく高齢者の方の誤飲を防ぐためにジェル状のものでいくんですが、特殊な加工をすることで、見た目は普通の食材なんだけれども非常にやわらかいというふうな食を開発されまして、全国展開を見せるということで、3月1日か、2月の終わりに、新たな工場、設備を、もう全国に誇れる最先端の工場をつくられてまして、今後大体35人ぐらいの新規雇用が発生するとか、それからほかの面でいきますと、防災の関係も我々取り組んでおるんですけども、一定伸びてきてます。その中では、不織布を使った毛布を開発されたところについては、例えば東京都の公社だとか、環境省への納品が決まるだとかというふうな格好で、外にもう既に打って出ている企業もございまして、また農業用分野でいきますと、いろんな商品開発があるんですけども、よくあるのが、ニラの関係、先日地場産大賞も取得したところなんです、これがかなり県外からも引き合いが来ていまして、これから本格的に打っていきたいだとか、それから搾汁機の関係なんかも出ております。徐々にではあります、そういうものは出てきていると考えています。

◎溝渚委員 部長にちょっと聞いておきたいんですが、やはり35名体制ということで、本

当に高知県もやろうということで積極的にやられてることはうれしく思いますが、実際にはいろんな分野で、工業会にしても動きが出てきて、食品まで含めていろんなものに挑戦もしていつていることは本当にうれしいんですが、実際にすぐどれぐらいの雇用ということとはなかなか言えないかもわかりませんが、大ざっぱにこういう制度を始めて、1,500万円ぐらい使われてない、残っている分も出てましたが、そんなの中で、大きな成果が上がってることはもちろん認めるんですが、どうですかね。今後35人体制にしたらかうしていくんだというような、ものづくりの地産地消・外商センターのこの強化が大きな役目も果たしていただいて、高知県の雇用の場の確保にもつながってほしいと思いますが、今の雇用との関係なんかはどんな状態か、ちょっと部長に。

◎原田商工労働部長　ありがとうございます。大きく2つあると思うんですが、今の成果の話がちょっと課長からもありましたけれども、防災産業、これも最近すごく力を入れています。それから、成長分野の4分野、これも5年目に向けて、成果は上がっております。ものづくりの地産地消の支援でも、さっき言いました農産物、1次産業系の機械みたいなところで、私の立場からすれば徐々ということになると思うんですけど、確実に成果はできております。ちょっと雇用の話はあれなんですけど、目標としても、例えば成長分野では40億円を目指そうと。それから、防災分野では、これ立て始めたときには目標額はなかったんですが、もう既に単年度で6億円から7億円の販売実績も出てきておるといったようなことで、製造品出荷額ベースでは本当に効果が出てきていると思います。

ただ、委員おっしゃいましたけども、高知県、産業の集積という面では非常にハンディキャップがある中で始めた計画でございます。例えば自動車関係でありますとか造船でありますとか、いわゆる組み立て式の大変な付加価値を呼ぶようなのを大都市が今やって、そこで勝負するのはなかなか難しい中で、工業会の皆さんも非常に活躍されてますが、高知県は今まで、それでもやはり公共事業でありますとか、それから海の船用クレーンといったような、一般的には2次と言われる分野でかなり成功されておられるんです。ですから、高知県というのはやはり、今言った防災もそうですけれども、第1次産業系の機械でありますとか、全国の大きなところが手を出していないところで一定きちっとやればかなりの売り上げが出るということで、これからもそういうところできちっと勝負できていくような体質をつくっていく、ないしはそれを支援できる体制をつくっていくというのが今我々が持っている大きな戦略だというふうに思っています。

そういった中で、今おっしゃいました35名、今回非常に体制も含めてパワーアップをさせていただいたと我々は考えております。それはなぜかといいますと、一定まだ中小零細のところが多いというところでいきますと、最初の企画段階から、まず最終的な企画段階をまずきっちりして、それから試作をしていただき、それから設備投資もしていただき、きちっとした生産の見込みがあれば、最終的な大規模投資で大量生産までつながるといっ

た一連の施策をまずつくって、これをきちっと説明をしていくということ。それをきちっとフォローしていく体制の強化をするということで、施策面と体制面両方で今回強化したつもりでございます。そこをやりながら、先ほど言いました分野を一定きちっと絞った上でやっていくというのが今回明確に出した戦略というふうに考えています。雇用の面も当然大きな目標でございますので、先ほど申しました、例えば成長分野では35名の事業所ありますとか、防災も進める上での雇用というのは確実にできておるんですが、今委員がおっしゃったように、27年度に何百名といった具体的なものについては、数字的には製造品出荷額は出していますけども、今の時点では具体的なものとして上げているものはございません。ただ、そういったベーシックな戦略で具体的な事業として立ち上げて、支援して外に打っていくことで雇用の場は現実に出てきておりますし、それはきちっとまず大きな目標として雇用の場の確保も含めてやっていく、これはもうやっていきたいと思えます。

知事はいつも言うておりますが、今我々の施策も、いわゆる5W1Hといえますか、具体的に何をやるか、目標をどうするのかというのを具体的に決めていきながら、ジャンルも決めて先ほど言ったようなことをやらせていただいておりますので、製造品出荷額プラス雇用の具体的なもの、こういったことを通じて図っていくというのが今の考え方です。

◎溝渕委員 最後ですが、本当に35名体制にして、私も期待をしておりますので、工業関係も製造品出荷額が落ちてきている中に、大企業はないんですが、やっぱり既存の会社が少しでも製造品が伸びて雇用も膨らんでいくような、そういう形を小さいところから積み上げて行ってほしいと思えます。要請しておきたいと思えます。

◎横山委員 産業振興センターの組織、人員等が強化されましたので、今話がありましたように、その効果があらわれるようにぜひひとつよろしくお願ひしたいと思えます。

それで、25年度の2月補正で、設備投資の補助金が8,900万円減額されたこと、国の補助制度で有利なものがあったことで減額というような形ですが、設備投資をすることは雇用につながるわけですね。今の高知県にとって一番設備投資を、中小企業だったら設備投資をしていただくだけの頑張りを期待するわけですが。高知県工業会の皆さんとこの間ちょっと話ししたときに、やっぱり設備投資が今、国の制度も活用させていただく中で徐々に上向いてきたと、そういう企業が多くなったと、そういう状況の話は聞くんですが、県下的にはどう捉えていますか。

◎松岡工業振興課長 日銀の短観とかいう中でも少し明るい兆しがあるのかなという感じはしているし、話を聞く中でも、実際国の25年度の有利な設備とか補助金で56件の企業が本県で採択になっていまして、それに伴ってまた今回、25年度補正でも国の予算では1,400億円が来ていますので、設備投資が進むんじゃないのかなと。

先ほど少し説明させていただいたんですけど、前回の24年度のときは補正ですぐに募集

で採択ということで、社長さんの中には知らない方もおいでたりしたので、今回は金融機関の御協力も得ながら、直接金融機関に国の有利な施策、それから先ほどの産業振興センターの新たな施策、それから県の施策、これをセットでお届けしてくださいという協力も依頼しているところです。やっぱり企業からすると資金繰りが一番大切になりますので、金融機関から声をかけていただく、これは速効作用があると思っていますんで、そういった意味で県内の金融機関、いろんな協力も最近してくれるようになってますので、来年度については大いに設備投資が進むんじゃないのかなと期待していますし、事あるごとに説明会で説明させてもらいたいと考えています。

◎横山委員 ぜひそうなることを期待しゆうですが、それで、やっぱり金額的に大きいので、国の補助制度とか融資制度というのはなかなか県として太刀打ちできんかなと、そんな思いがあるのですが、新年度予算8,700万円、それで15%であった自己資金の枠を廃止したと。それでええがです。やっぱり私自身の思いは、国に負けんような県の融資制度を立ち上げるべきじゃないかと。そこらあたりまでいかんと、高知県としての産業振興計画の目的ということを考えた場合には、国に負けてたまるもんかという思いというのはないがですか。

◎松岡工業振興課長 1つには、設備投資のものは補助金ですので、融資ではないです。今まで設備投資の補助金のときに、基本的に15%は自己資金用意してくださいということやったんですけど、実際に、これは利子相当分を補助するみたいな格好で、ちょっとややこしいんですが。去年、金融機関を回らせていただいた中では、もう全て融資でやりゆう企業もありますよという話を聞いたので、そういう自己資金、より使い勝手のいいようにフル融資でも対応できるようにということで1点見直しをしたのが1つです。

それと、まずは国の有利なものをしっかり受け込んでいく。県内企業は非常に多いですから、国の大きな1,400億円という資金があるわけですから、まずそれを大きく受け込んでいくということが、県は県で当然やっていくんですけど、それがやっぱり一つ大切なのかなと。

ただ、おっしゃられるように、国の部分では全部が採択にならないんです。実際に去年の採択率でいくと大体40%、それからことしでいくと、ほかの県も去年逃している方がいますから、皆さん虎視たんたと狙っている状況ですので、そういった意味でしっかりとそれを、結局書類審査の部分にもなってきますから、いかにきれいに書類を、申請を、計画をきっちり説明していくかということが大切になってきますので、そういった意味でもその支援機関である金融機関が深くかかわっていただくこともあるので、まずはそこでしっかり高知県として、こういういい制度が国でできましたので、それをまず大きく取りにいきましょうと。その上で、例えば採択率であれば去年が40%、ことしやったら30%とかに落ちてくると思うんですよね。その部分でもいい事業があると思いますので、そういっ

たものについて産業振興センターと連携して新たな県としての施策をつくって、それに対応していきましようということです。

◎横山委員 高知県の弱さというのは工業力がないということで、今いろいろ努力されて施策がさらに実を結んできている状況ですので、その上に今回の景気回復というのか、時期を捉えんと、不況になって設備投資というのは企業は考えませんし、言われるように金融機関と一緒にあって設備投資を促すことによって雇用の拡大を図ると、それが高知県の工業力の発展につながるということです。高知県として何ができるのかということ深く考えていただく中で、今後また取り組みを進めていただけたらと思います。

◎川井委員 防災関連製品ということで、先ほど地場産業奨励賞をとった流出防止装置付きの農業用重油タンクの話がありましたが、現在、県内で被災すると想定されたところに重油タンクは大体どれぐらいあるのですかね。

◎松岡工業振興課長 重油タンクの部分については、私数字は把握してないところです。

◎川井委員 先ほどの説明では、順次木質バイオマス用に交換するとか、それから流出防止用のタンクを奨励しているということなんですが、これはどういいますかね、それに交換していきそうな気配といいますかね、農業者はどんな状況ですかね。

◎松岡工業振興課長 当課で開発とかを支援させていただいてるんですけど、普及の部分については、農業振興部のほうでことし新たな補助金も創設されて、県内に普及していく取り組みをしていくという話はお伺いしているんですけど、基数とかその感触については、私のほうではちょっと把握をしてないです。

◎川井委員 これは余り高いものでしたら普及もせんやろうけれども、高知県だけでなしに全国的に、地場産業奨励賞までいただいとるような製品であれば、それは外商も十分できると思うんですよ。そういう部分も含めて、またいろんな検討して、できれば県内の防災用で農業施設の重油タンクなんかはかえるような取り組みをして妥当かと思うんですけど。

◎松岡工業振興課長 先ほどもお話ししましたが、県内については農業振興部のほうが新たな助成制度をつくって広めていくという取り組みにあわせて、少し説明しましたが、産振センターの名古屋に新設、それから東京に1名増と話をしましたが、やはり防災関連の部分で今考えているのは、特に太平洋の沿岸とかの市町村を定期的に訪問して行って今回の防災関連製品を紹介していくとか、それから農業用機械なんかもやはりうちの県としては強みがありますので、JAを回って行って、本県にはこういった商品がありますよということも、今年度も数回手始めにやっているんですけど、来年度、体制を強化する中でその部分も強化していきたいと考えています。

◎川井委員 今のはボイラーとか製造の会社自体にも売り込んでいくとかよね。もう関連して防止装置付きのタンクと一緒に販売してもらおうとか、いろんな方法もあろうかと思

ますので、また研究してぜひ広めてもらいたいと思います。

◎三石委員長 質疑を終わります。

それでは、ここで昼食のため休憩とします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時41分～13時0分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

朝の開会時にお伝えしましたが、東日本大震災が発生しました午後2時46分に、震災により犠牲となられた全ての方々に哀悼の意を表するため、黙禱をささげたいと存じます。時間になりましたら私のほうからお声をおかけしますので、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

〈新産業推進課〉

◎三石委員長 次に、新産業推進課の説明を求めます。

◎森新産業推進課長 お昼休みに、各委員の机の上に産業成長戦略の概要、商工業分野という資料をお配りさせていただきました。これは後ほど報告事項で使わせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、私のほうから新産業推進課の平成26年度当初予算の御説明をさせていただきますと思います。

資料番号②当初予算資料の261ページをおあけください。

上から3段目にございますけれども、新産業推進課の平成26年度の当初予算は、10億3,682万6,000円で、25年度当初予算より1億1,633万円の増額となっています。主な理由につきましては、厚生労働省の事業を来年度新たに活用しようとするなどによるものでございます。

次に、274ページをおあけください。

来年度の歳入につきまして主なものを御説明させていただきます。

上から3段目の5商工労働使用料は、工業技術センター、紙産業技術センターにおける研究機器や施設の使用料収入でございます。

その2つ下の6商工労働手数料は、工業技術センター、紙産業技術センターで実施をいたします依頼試験に伴う手数料収入でございます。

その3つ下の6商工労働費補助金は、厚生労働省の戦略産業雇用創造プロジェクトを活用する事業に対する国の補助金でございます。

その2つ下の5商工労働費委託金は、工業技術センターが総務省の事業を受託したことに伴います委託金でございます。

275ページをごらんください。

上の端の1財産貸付収入は、県が保有をしています特許権を企業が実施したことに伴う使用料収入でございます。

その2つ下の2物品売払収入は、海洋深層水研究所での分水に伴う収入でございます。

それから、その4つ下の2こうちふるさと寄附金基金繰入でございますけれども、これはふるさと納税者からシェアオフィス事業に期待をしているという申し出がありましたことから、その意向に沿うよう、財政課と協議をいたしまして、基金から繰り入れてシェアオフィス事業に充当することとしたものでございます。非常に我々としてもありがたく思っております。

その下の16緊急雇用創出臨時特例基金繰入は、厚生労働省の起業支援型地域雇用創造事業を活用する事業に対しまして国からの繰入金でございます。

その3つ下にあります1受託事業収入は、独立行政法人科学技術振興機構などからの試験研究の受託料でございます。

その下の8雑入でございますけれども、これにつきましては、さきの決算特別委員会におきまして、今後は予算と決算を同一課で計上するよう求めるとの御意見をいただきましたので、来年度から財政課での計上を改めまして、当課としての予算として計上することとしております。

以上、これらによりまして平成26年度の歳入は2億5,203万5,000円となりまして、25年度と比較いたしまして1億4,024万2,000円の増額となっております。

次に、歳出につきまして主なものを御説明いたします。

276ページをお開きください。

左端の科目の一番下、3新産業推進費から御説明をいたします。

右端の説明欄をごらんください。一番下に、2新産業推進事業費がございます。これの主な取り組みを御説明いたします。

277ページをおあけください。

一番上の環境共生型住宅普及促進事業委託料は、南国市の十市パークタウンにございます環境共生型住宅、通称エコハウスと呼んでおりますけれども、これの施設の維持管理やモデルハウスの見学者などへの説明、こういった業務を委託するものでございます。

次に、シェアオフィス事業に関連します予算でございますけれども、これは上から2つ目の人材育成研修等委託料、その次の広報推進事業委託料、次のインターネットホームページ修正等委託料の3項目と、その3つ下でございます中山間地域等シェアオフィス利用推進事業費補助金がシェアオフィス事業の関係予算でございます。

別紙によりまして御説明したいと思います。お手数でございますけれども、議案補足説明資料の新産業推進課のインデックスをお開きください。

補足説明資料の25ページでございます。

目的でございますけれども、この事業につきましては、中山間地域の豊かな自然環境を生かしまして、廃校などの遊休施設をシェアオフィスとして整備をし、入居する企業や新規創業者の支援をすることで地域雇用の創出につなげまして、中山間地域の活性化を図ろうとする事業でございます。

この事業は本年度からの新規事業でございますけれども、この1年間の取り組みをいたしました実績といたしましては、本山町などの3町に加えまして、ここには記載はございませんけれども、誘致しました企業が希望いたしました安田町への入居を加えまして、東京や大阪などの企業6事業者に新年度以降、順次入居をしていただくこととなりました。

本年度の取り組みを行う中で生じた主な課題は、そこに記載をしております3点でございますが、この対応を来年度以降強化していきたいと考えております。その内容につきましては後ほど御説明をさせていただきます。

その下に事業フローというところがございますけれども、この事業の進め方につきましては、まず県と県内の市町村がヒアリングを行いまして、市町村の意向も踏まえまして事業計画を策定をいたします。それから、市町村がシェアオフィスを整備する際には、産業振興推進部や文化環境部の補助制度による支援を行いまして施設整備を行うということでございます。

その2つ下の囲みのところにも書いておりますけれども、当課におきましては、入居事業者への経営支援でありますとか、シェアオフィスで事業を立ち上げるための初期経費の一部を支援することといたしております。

来年度強化いたします事業内容といたしましては、㊦というマークをつけております広報推進事業費委託料でございます。これは移住と起業の専門誌でありますとか、全国的に起業化支援を行っています東京のNPO法人、こういった団体とタイアップをいたしまして、東京での起業セミナーの実施、それから本県への視察ツアーの実施などによりまして、本県への移住に興味を持つ方々に的確にアプローチをいたしまして移住と起業の実現につなげようとするものでございます。

なお、事業の実施に当たりましては、移住担当課でありますとか、中山間地域の商店街の活性化にもつなげますため、経営支援課とも連携をして事業を実施することとしております。

次の㊦マークをつけているところでございますけれども、来年度も引き続きまして県外のITやデザイン系の企業を中心とした誘致活動を行う予定でございます。その際に、例えば東京に首都圏のIT企業を集約した団体がございますけれども、この団体に一昨年高知県でカンファレンスをやっていただきましたので、そういった御縁からシェアオフィス事業を会員企業様に周知をしていただく、こういった取り組みを行っていきたいと考えております。

下の端の㊦マーク、人材育成研修等委託料は、入居企業が求めます地域人材を育成するために、入居企業や市町村と連携をいたしましてパソコン研修などを実施するものでありまして、本年度につきましても嶺北地域におきましてコールセンター研修やパソコン研修などに取り組んでまいりました。来年度はこれに加えて、入居企業と地元の高校生や大学生との交流の機会づくりに取り組みまして、入居企業に地域の若者が就職をすることで、都市圏への流出を防ぎ、地域に若者が残ると、こういったことを目指した取り組みを行っていきたいと考えております。

それでは、資料番号②の予算説明書277ページにお戻りください。

上から6番目の研究会発事業化支援事業費補助金につきましては、工業振興課と一緒に取り組んでおります成長4分野のうちの環境と健康・福祉、この2分野を新産業推進課で所管をしておりまして、この研究会で生まれた有望なプランを後押しするための補助金でございます。

なお、環境につきましては11件、健康・福祉につきましても同じく11件の事業化プランをこれまでに認定をしております。

次に、3産学官連携新産業創出事業費について御説明をいたします。

県内の産学官連携を推進するために、産学官が一堂に会しまして意見交換や情報共有を行うプラットフォームとして産学官連携会議を開催しますとともに、新エネルギー、防災、食品の3つのテーマ部会を開催するなどの経費でございます。

主な事業について御説明をいたします。

次の産学官連携産業創出研究推進事業委託料につきましては、先ほどの議案補足説明資料、新産業推進課のインデックスの26ページをお開きください。

この事業は、本県の産業振興につながることを期待できる中期テーマの研究を募集いたしまして、企業と大学などによる共同研究チームに研究開発を県から委託するものでございます。平成26年度の予算は1億1,780万1,000円、継続する研究4件、それから新規採択を2件の合計6件の研究を来年度は予定をしておりまして、1件当たりの事業費は2,000万円以内、研究期間は3年間を上限とする事業でございます。

中ほどに、23年度に採択いたしました3つの研究テーマを記載しております。これらの研究につきましては本年度末で3年を経過しますので、終了ということになります。これまでの成果の概要を、ここで説明をさせていただきたいと思っております。

最初に書いてございますように、おおむね計画どおりに研究が進んでおり、研究成果を生かした特許出願や事業化に向けた動きが着実に進みつつあると考えております。

研究成果を知的財産として権利化する取り組みでは、既に4件を特許出願いたしております。

また、マイクロバブルの研究では、来年度にはマイクロバブル発生器を製品化して発売

する予定となっております。

それから、南海地震の対策技術の研究でありますけども、これはこれまでのシミュレーション解析などをもって得られました被災軽減効果を地盤工学技術展や危機管理産業展などで発表いたしまして、工事の受注の拡大に取り組んでいるところでございます。

それから、県産有用未利用植物の研究では、これまでに県内に自生をいたします120種類の植物の分析を行った結果、10種類の植物から特に有用な機能性が発見されておりまして、県内企業がお茶やフローラルウォーター、香りのついた水でございますけども、これらの製品化を目指すこととなりまして、この事業化の取り組みを地域アクションプランに位置づけることとしております。また、この企業につきましては既に専任の研究者1名を新規雇用いたしまして、現在は工業技術センターで研修をしているという状況でございます。県内における事業化につながってきております。

それから、これは平成24年度に採択した事業でございますけども、穿刺ナビゲーション装置の開発につきましては、これまでの試作で製品化のめどが立ちましたことから、我々といたしましても医療分野アドバイザーの派遣を行いまして、事業化に向けての支援、それからこうち企業支援センターにおきます創業相談などを開催しておりまして、研究が終了いたします平成27年度にはベンチャー企業を設立して穿刺ナビ装置を販売するところまで見えてきたという状況でございます。

このように研究成果を生かしました事業化が着実に進められておりますことから、また産業振興に寄与することも期待できますことから、来年度におきましても新たに2件の研究テーマを採択したいと考えているところでございます。

資料番号②予算説明277ページのほうへもう一度お戻りいただきたいと思っております。

下から4番目、5番目の起業支援型事業委託料は、厚生労働省の事業を活用いたしまして、県内の企業の不織布に関する研究でありますとか、在宅高齢者の栄養ケアを行う事業を推進するための委託料でございます。

一番下の4知的財産活用促進費につきましては、278ページをお開きください。

上から3つ目の知的所有権センター運営費補助金は、特許公報などの知的財産関係の資料を保管いたしまして県内事業者に閲覧させるなどの業務を行っております一般社団法人高知県発明協会に対しての補助金でございます。

その次の研究成果特許取得事業費補助金は、産業振興センターが所有しております特許権の維持管理等に必要な経費を補助するものでございます。

その下の事務費によりまして、県が保有する特許権の出願、登録、権利の維持などに必要な経費を支出いたしますほか、市町村や農協など地域の団体の要請に応じまして、県から弁理士を派遣し、商標取得などによるブランド化、こういった取り組みを推進しております。

左の4産業技術振興費でございますけども、これは工業技術センター、紙産業技術センター、海洋深層水研究所の管理運営費や試験研究に要する経費でございます。

右の端の説明欄をごらんください。

1の研究開発力向上促進費は、公設試験研究機関の研究開発力の向上を図りますため、研究職の職員を大学院に派遣するための経費でございます。

次に、279ページをごらんください。

上から5段目、3工業技術支援事業費は、備品購入に要します経費や企業からの依頼分析試験を行う経費などがございます。

4ものづくり産業振興事業費は、中核企業の製品開発などの支援に要する経費でございます。まして、新ダイカスト法によるアルミ加工の開発など15件の研究に取り組むこととしております。

5食品産業振興事業費は、地域アクションプランに対します技術的支援などに要する経費でございます。まして、凍結濃縮装置の開発など10件の研究に取り組む予定でございます。

6産業技術人材育成事業は、企業の技術者に対する技術研修や指導を行う経費、それから食品加工、機械金属加工の特別技術支援員の活動などに要する経費でございます。

280ページをお開きください。

8紙産業技術試験研究費は、紙や不織布の製品を開発するのに要する経費でございます。まして、トイレに流せる製品評価システムの開発など2件の研究を予定しております。

9紙産業技術振興促進費は、文化財補修用紙に関する研究と企業からの依頼分析などに要する経費でございます。

10紙産業育成事業費は、県内企業への製品開発や技術者育成を目的とした専門技術者の派遣に要する経費や、人材育成などを目的としたかみわざひとづくり事業での研修に要する経費でございます。

281ページをお開きください。

12海洋深層水試験研究費は、海洋深層水を産業利用するための経費でございます。まして、微細な藻の大量培養技術の開発など4件の研究を予定しております。

13地域資源等活用推進事業費は、厚生労働省の事業を活用いたしまして、県内での研究開発を通じて雇用の創出を目指す取り組みを支援するものでございます。和紙や不織布などの天然素材を活用した自動車内装材の開発でありますとか、室戸海洋深層水の健康面への効果を検証する研究などを支援することとしております。

次の282ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。当課におけます債務負担行為は、補足説明資料で御説明いたしました中山間地域等シェアオフィス利用促進事業費補助金でございますけれども、これは入居から最大で3年間の支援をすることとしておりますので、平成29年度までの債務

負担をお願いするものでございます。

以上で26年度当初予算に関する説明を終わります。

続きまして、25年度補正予算の御説明をさせていただきます。

資料番号④補正予算議案書の127ページをおあけください。

新産業推進課の予算につきましては、補正前の予算額9億908万8,000円に対しまして1,740万円の減額となっております。

まず、歳入から御説明いたします。

133ページをお開きください。

左の科目をごらんください。受託事業収入は、独立行政法人科学技術振興機構などの外部資金を活用して行う研究でありますけれども、これが一部不採択になりましたことに伴う減額でございます。

次に、134ページをお開きください。歳出のほうでございます。

左の科目の上から3段目、3新産業推進費は、新産業推進課における業務の減額でございます。

右側の説明欄により御説明をいたします。

1 新産業推進事業費は、中山間地域等シェアオフィス利用推進事業におきまして、本年度内に入居する事業者が一定あらわれるのではないかと想定をいたしまして予算計上しておりましたけれども、現在入居予定企業の全てが新年度に入居することとなりましたために減額をするものでございます。

それから、本年度は、あわせまして成長分野育成支援事業におきまして、研究のリーダーでありますとか工業技術センターの研究者、こういった方々のアドバイス、事例が多かったために、専門家派遣に要する経費が見込みを下回ったという要因がございます。

次の2産学官連携新産業創出事業費は、中期テーマ研究の審査員に対します謝金でありますとか、医療関連分野への育成アドバイザーの謝金の所要額が想定を下回りましたため、不用額が発生したものでございます。

次の科目の4産業技術振興費の右欄をごらんください。

1 工業技術センター管理運営費は、工業技術センターにおけます庁舎管理に関する委託業務の入札残額が発生したものでございます。

その下の2ものづくり産業振興事業費と3食品産業振興事業費、4海洋深層水試験研究費は、外部資金を活用して行う予定でありました研究が採択されなかったことによりまして、受託研究費の減が生じたものでございます。

以上で予算の説明を終わります。

次に、条例議案の御説明をさせていただきます。

資料No.⑤条例その他の92ページをお開きください。

まず、第64号高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案は、消費税率の改正に伴いまして、使用料及び手数料の額に引き上げ後の消費税の額を加算するように改正するものでございます。

そのほかには、この機会に他の条例等もあわせまして条文の一部文言修正を行っております。

次に、97ページでございます。

第65号高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、先ほどの工業技術センターと同じ内容で改正するものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で新産業推進課の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎吉良委員 シェアオフィスの取り組みですけれども、新事業ということで、実績も上がっているし、さらにとということだと思えますけれども、この首都圏の起業支援団体、これどういう企業で、どのような実績が上がっているのか。また、それは複数なのか、あるいは1社なのか、それを含めてちょっと。

◎森新産業推進課長 今連携を予定しておりますのは、東京の渋谷にございますNPO法人ETICという団体です。この団体につきましては、私どももどうしても高知だけではこの移住促進、企業の誘致につながらないということで、首都圏の団体とも連携をした取り組みを進められないかということがございまして、いろんな方々にお聞きをいたしまして、どういったところと連携するのがベストかというふうな中で、御紹介していただいたNPO法人でございます。この団体がやはり全国的に一番いろんな情報を持っており、活動がしっかりしているということがありまして、このETICから、お聞きするところによりますと、楽天とかミクシィが輩出されたとお聞きをしております。そういった団体の方に高知県のシェアオフィスのいろんな状況を見ていただきますと、いろんな面でのアドバイスがいただけ、また人から人への紹介といったつながりもできるのではないかと考えておまして、今月にも、来年度タイアップの予定をしておりますETICでありますとか、それから今年度も広報を掲載し、また、来年度も連携したいと思っております専門誌の方々にも来ていただきまして、実際に地域に入っていただいてシェアオフィスを見ていただく。それから、地域のいろんな団体の方、移住に取り組んでおる団体とか、そういった方々と意見交換する場を持ちました。そういった中で、また来年度東京における事業につなげていくということで取り組んでいきたいと考えております。今のところ、この団体1団体でございます。

◎吉良委員 そのETICが本山町だとか、この実績のあるところ、既にもうタイアップしてこれ入居させてきたということですか。

◎森新産業推進課長 これまでの実績に関しましては、直接何かお手伝いいただいたということではございません。これからさらに高知県へ移住し、起業していく人をふやすために、来年度はどちらかというと個人の方をターゲットにしたアプローチをしようと考えておりました、その際にいろんなアドバイス、助言をいただきたいと考えているところでございます。

◎吉良委員 今までのその6事業者はどのような経緯で入居してきたんですか。

◎森新産業推進課長 1つには、いろんな方々の紹介をいただいた企業、その中で高知県のシェアオフィスの話になって、ちょっと社長さんが興味を示しておったぞとかいうふうな情報がありましたら、東京へ出張した機会を通じまして訪問させていただいたというのが1つございます。それともう一つは、高知県出身の社長の企業、そこにシェアオフィスの案内のパンフレット等、それともう一つは、興味がありますでしょうかというアンケートを送付させていただきまして、それで反応があったところを、正直に申し上げますと、東京へ出張する機会にみんなが手分けしてシラミ潰しに当たっていったというところでございます。

それと、もう一つ、昨年度はビジネスプランコンテストを実施いたしまして、高知県での取り組みをPRするというのもやりました。その中で事業者に応募をしていただきまして、各町の入居審査を行いまして、それに合格をした事業者もおいでます。これらを合わせまして6事業者になったということでございます。

◎吉良委員 市町村との連携も必要だと思うんですけども、具体的に大体本年度目標を決めてると思うんですけども、既に市町村とのすり合わせだとか、その施設の状況、そこら辺はどういうふうになっているんですか。

◎森新産業推進課長 本年度は、希望のありました本山町、土佐町、それから四万十町の3町で取り組みました。先ほど御説明しましたように、安田町に企業が入居を希望したということもございまして、安田町につないだわけでございますけれども、安田町は、これを機会といたしまして来年度はシェアオフィスの整備を行いたいということでお聞きをしております。来年度につきましても4町で進んでいくのかなということで考えております。そのほかには、県の中山間対策の主管課長会議なんかがございますので、そういったところで私どもの取り組みについての御紹介をしておりますけれども、将来的には検討したいというのは何町かお聞きをしておりますが、来年度即取り組むというところは、安田町以外には今のところ把握できていないという状況でございます。

◎吉良委員 集落活動センターのこともあるし、これもあわせて中山間について活動し始めると大きい効果があると思いますので、ぜひとも成功に向けて頑張ってくださいと思います。

◎横山委員 277ページの起業支援型地域雇用創造在宅栄養ケア推進事業委託料、事業内

容と、どこへ委託するのかちょっと教えていただけますか。

◎森新産業推進課長 これ今一般社団法人、将来的には公益財団法人を目指しておりますけども、土佐清水の渭南病院ですね。渭南病院の先生方が中心になって、これからは高齢者全てが施設への入所等はなかなか難しいということがございまして、できるだけ在宅で元気に過ごしていただこうと、そういった部分の取り組みを推進していこうということで、財団を新たに立ち上げました。そういったところに委託をいたしまして、在宅している高齢者の栄養のケアですね。雇用した職員の方がそれぞれ高齢者のお宅を回って栄養状態の確認をしていくと。それと、その方々に応じた食品の提供をしていくということで、その食品は提供しますので、それに応じて大手メーカーから、いわゆるスポンサー料が入るといってこの事業を回していけるんじゃないかということ今年度から立ち上げておりまして、それに国費を使って県が今支援をしているという事業でございます。

◎横山委員 食品の提供という形の中で、地域の企業が育つとか、地域の企業にお世話になるとかということはどう考えてますか。

◎森新産業推進課長 その事業者につきましては、1つは、今すぐに高齢者に提供するというのであれば、大手メーカーの既存の商品を紹介せざるを得ないと。ただ、一方の事業といたしましては、できるだけ地元の食材を使った高齢者への宅配の弁当、そういった部門ができないかということで、県内のいろんな企業とも今事業調整をしているところでございますので、1つはそういうメーカーの製品を御紹介することでスポンサー料をいただいて事業運営費を収入で得る。もう一方では、高知県産の一品を使った事業で、また一つの事業を立ち上げると。この2つの方法を検討しているところでございます。

◎横山委員 この事業を行って、高齢者がずっとふえ、在宅ケアという中で、食べるものの重要性というのはこれからも必要だと思うがです。それで、大手メーカーというよりは、県内の企業が高齢者の方に食べていただく食品を研究して、それを製品化すると、そのことがこの事業に求められているのではなかろうかと思うがです。

それで、素人の考えなんですけど、お年寄りの皆さんというのは栄養が偏りがちです。そこにあるものを食べると。まあ大抵これは習性、皆そうながですわ。そうすると食品が偏って、それで栄養がちょっと不足して病気になりがちになって、最終的には医療にお世話になりますが、そうならないようなバランスのとれた栄養素ということですので、この事業を行う中で、地域のとは言いませんで、高知県の企業にそういうような形で、せっかく商工労働部が立ち上げてますので、地域の企業が育つような形の取り組みをぜひお願いしたいと思うがですが、そこらあたりどうです。

◎森新産業推進課長 委員御指摘のとおりだと思います。この事業で我々が今いろいろヒアリングをして事業展開の目的などを整理して、公益性も整理してきたわけですけども、1つには、今地域で職につきたいけれども職につけていない栄養士を15名雇用いたし

ました。今、渭南病院の先生が中心ですので、幡多圏域でやっておりますけども、栄養士さんを15名雇用いたしまして、地域の在宅の高齢者の方々を訪問していきますので、高齢者の方々の健康管理にはまず食品といった面で、非常に地域貢献の効果があるのではないかと考えております。ただ、当面使いますのは、先ほど言いましたように、やっぱり大手メーカーにかんでいただくことによって、国の補助金が終わった後の運営というスキームを1つベースに今のところ置いておりますけれども、もう一方では、具体的にもう県内で宅配事業をやるような段取りも同時並行で進めておりますので、県が支援するという意味合いでは、委員の御指摘の部分につきましても考えていただいておりますので、十分伝わっているだろうというふうに思っております。

◎横山委員 産業振興計画との絡みで、全体的にやっぱりバランスをとった中でこの事業を進めていただけたらと、そんなに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

◎吉良委員 条例議案でちょっと確認させていただきたいんですけども。工業技術センター、それから紙産業技術センター、それぞれ手数料の変更があるわけですけども、これ現状の金額とそれぞれの手数料、下げていますよね。その設定の理由をちょっとお願ひします。

◎森新産業推進課長 今、手数料の別表の金額につきましては、いわゆる内税方式で金額を表示しております。ただ、今後消費税率が順次改正されていくことが予定している中で、消費税率が改正されると、また条例の別表も改正をしなければならないということで、他の条例等との比較も含めまして、法務課とも協議する中で、この機会にいわゆる外税方式にしようということで整理をしましたので、金額的には下がったように見えようかと思ひます。

◎吉良委員 新しいのにこれを5%にすると現状の料金になるという設定ですか。

◎森新産業推進課長 そういうことをございます。

◎吉良委員 この使用料については、先ほど歳入のところで御説明があったんですけども、一般会計のほうに繰り入れされるということによろしいですか。

◎森新産業推進課長 そういうことをございます。

◎吉良委員 しかし、納税義務はないですよ。

◎森新産業推進課長 自治体にはないと理解しております。

◎吉良委員 ないですね。今まで消費税込みで徴収をしていたということですね。県民からいただいた消費税はそのまま一般会計に繰り入れされて、納税はされていないと。課税だけやったということですよ。それでよろしいですか。

◎森新産業推進課長 自治体におきましては、一般の事業者とは違ひますので、いわゆる消費税の帳簿整理でありますとか申告なども義務化されていないと認識しています。直接的にそういった申告、納税ということは行っておりませんが、自治体における消費

税の取り扱いといいますのは、民間企業の皆様方と同じように、例えば工業技術センター、紙産業技術センターであれば、依頼試験とか役務を提供いたしますが、その役務を提供するに当たりまして、例えば機器購入でありますとか試験試薬、こういったものには消費税がかかって、我々払っておりますので、それに見合う消費税をいただき、それに見合う消費税を払っているということで、いわゆる自治体は、言葉は適切かどうかわかりませんが、もうけたというものにはなっていない、そういうふうにならずと税法上なっているというふうに理解をしております。

◎吉良委員 だから、それがあれば、当然手数料として最初から含めていけば、消費税分をもらうということじゃなくって、手数料として県民からいただいたと。余計にかかる電気代だとか試験にかかわるさまざまな雑費含めてですね。そういうたてりが私は本来あるべき姿だと思いますよ。消費税分をいただいて、それは事業者も同じですよ。仕入れるときに払っているからなんて絶対許してくれませんからね。売り上げに係るわけですから。だから、今回のこの提起の仕方は、地方消費税もふえると、それもその原資は県民からいただいたと。この使用料も、8%になれば上乘せされて現状より高くなる消費税分もいただくと。しかし、それは全部懐に入れるというたてりになるんですよ。これは県民に全部しわ寄せをさせていくという意味ではよろしくないと思うんですね。しかも、議会の議決を経ずに自動的に使用料なんかももう引き上げになると。政策な判断も何もなしに、あるいは各地域の、あるいはそれぞれの施設の状況なども勘案せずに、議会に諮られずに上がっていくという今回のこの条例の案というのはちょっといかがなものかなと思うんですけども、二重取りで行うだとか、議会にかけないだとかということについてはどう理解をされてますか。

◎森新産業推進課長 その前に、二重取りかどうかにつきましては、前段で御説明いたしましたように、消費税はいただきますけれども、それに提供する役務に県のほうも消費税分を支払っておるので、それに見合いただろうと認識をしているということでございます。

それと、その後段で申されました、今回外税方式にしたことによりましてという部分につきましては、これは正直申し上げまして、全庁的な取り扱いでございますので、私のほうでそれが適切かどうかというコメントはちょっとなかなか出しにくいというのが現状でございますので、御理解いただければと思います。

◎吉良委員 新たな設備を新しい消費税を払って購入したと、それをそのまま転嫁していくというならわかるけども、現時点では新たな設備をしたのではないわけよね。電気料が上がるだとかいろいろあるかもしれないけれども。そういうことも全然しんしゃくせずに自動的に県民に負担を課すというこれ案なんですよ。やはりこれはちょっと産業振興を含めて全庁的に見直す必要が私はあるんじゃないかと思うんですけどもね。部長、この辺についてはどういうふうな御見解をお持ちですか。

◎原田商工労働部長 委員が言われる御趣旨自体はそういう考え方もあろうかと思えます。今の時点では、我々の事業所幹部の立場として言わせていただくしか、課長も申し上げましたけども、私もお答えとしてはそれを繰り返さざるを得ないところがあるんですけども、全体というところも、バランスということもございますが、理屈上は、先ほど課長も申しましたように、これから当然県として、先ほどメンテの部分の話をされましたけども、それに見合う部分は県としても払っていくわけですので、理屈の上ではそれとの相殺ということとして理解はさせていただいているということだと思えます。

◎吉良委員 なお、全庁的な方向性が出ているということなんですけれども、ほかの指定管理にしているところだとかを含めて見直しを再度提起させていただいて御報告をお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

◎原田商工労働部長 見直しの上での報告、この委員会ということでございますか。

◎吉良委員 はい。

◎原田商工労働部長 先ほど申しましたように、県の関係のこういった資料に関する部分も含めての取り扱いでございますので、全体所管するところにも今のお話はお伝えして、考え方をもう一回確認はしたいと思えます。

◎三石委員長 よろしいですか。ほかに。

(な し)

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

〈経営支援課〉

◎三石委員長 次に、経営支援課を行います。

◎亀井経営支援課長 経営支援課の亀井でございます。よろしく申し上げます。

経営支援課の平成26年度当初予算並びに平成25年度2月補正予算につきまして御説明いたします。

資料No.②当初予算の議案説明書の261ページをごらんください。

上から4つ目の経営支援課の欄でございますが、経営支援課の一般会計歳出予算は23億1,464万8,000円で、前年度より66万7,000円の増加となっております。

それでは、特定財源のほうの歳入について御説明します。

283ページをお開きください。

上から3つ目、6商工労働手数料は、貸金業者の事業登録に係る手数料収入でございます。

その4つ下、1中小企業近代化資金助成事業特別会計繰入は、高度化資金の貸付先からの償還に伴い、県費負担分を一般会計に繰り入れるものです。

その2つ下、16緊急雇用創出臨時特例基金繰入は、起業支援型地域雇用創造事業を活用した県の委託事業に対する国からの繰入金で、当課が担当する事業分を雇用労働政策課の

ほうから配当を受けるものでございます。

その3つ下、1受託事業収入は、専門家派遣による小規模事業者の支援を図る国の事業の受託によるものです。

その2つ下、11商工労働部収入は、非常勤職員の労働保険料の本人負担分となっております。

次に、歳出について主なものを御説明します。

285ページをごらんください。

科目欄の3つ目、5経営支援費の右端の説明欄をごらんください。

上から3行目に2経営支援総務費は、大規模小売店舗立地法に基づき、1,000平方メートルを超える大規模小売店舗の立地に際し、周辺的生活環境への影響に関する御意見をお聞きするため設置しております大規模小売店舗立地審議会の委員報酬や届け出の審査に要する事務的経費でございます。

次の3中小企業経営支援事業費は、小規模事業者や中小企業の体質強化を支援するため、経営支援に取り組む商工団体等に対しその運営に要する経費などを助成するもので、小規模事業経営支援事業費補助金は、経営相談、金融のあっせん、記帳の指導などを行う25の商工会連合会、6つの商工会議所の経営指導員など209名の人件費と経営改善普及事業などの経費に助成をするものです。

その下の高知県中小企業団体中央会補助金は、中小企業者が組織します協同組合や協業組合、商店街振興組合などに対しまして、その組織化や経営の指導に取り組む高知県中小企業団体中央会の指導員など15人の人件費と人材育成事業などに助成をするものです。

286ページをごらんください。

4中小企業診断支援事業費は、中小企業高度化資金の貸付先の経営内容を診断し、助言をするほか、商工団体の中小企業診断士や経営指導員と連携しまして企業の経営診断、助言などを行う経費でございます。

次は、商業振興事業費です。その下の起業支援型地域雇用創造県産品販売促進事業委託料と、その下、2つの事業は、平成26年度の高知県緊急雇用創造臨時特別基金を活用して県が行う事業のうちで当課が担当するものでございます。

1行飛ばしまして、次はこうち商業振興支援事業費補助金でございます。この補助金は、商業振興支援事業と空き店舗対策事業の2本立てとなっております。商業振興支援事業は、商店街の集客イベントなどの商業活性化のためのソフト事業を支援するもので、高知市の壱番街商店街が大丸の屋上で実施しました壱番街劇場とか、四万十市の天神橋商店街のまちなか元気事業などの取り組みを支援しております。

もう一つの空き店舗対策事業では、商店街や地域の商店が集積しております地域の空き店舗の解消を図るため、空き店舗に出店しようとする事業者に必要な改装費を補助するも

のです。

チャレンジショップ事業費補助金です。これは高知市、四万十町、四万十市の3カ所で24年3月に開設しましたチャレンジショップの運営を支援し、チャレンジャーの空き店舗への出店につなげることで商店街のにぎわい創出や活性化を図る事業です。これまで24名がチャレンジショップに出店されまして、17名が卒業しております。卒業した17名のうち10名が開業をしております。

なお、新たな予算を伴うものではございませんが、県外からの人材誘致を図り、商店街の活性化を目指す新しい取り組みでございます移住促進と連携した人材の誘致による商店街の活性化について御説明をいたします。

議案補足資料の27ページ、議案補足資料をごらんください。

これは後継者不足や空き店舗対策が課題となっております商店街と移住希望者とのマッチングを行いまして、商店街の活性化を図ろうとする取り組みでございます。囲みのところにポイントとしまして、移住情報と一体となった商店街情報の発信と商店街での開業支援の体制構築というふうにございますが、まずはその下の左側、体制の構築・情報発信のところですが、一体的な情報発信としまして、住居や自然環境などの移住に関する地域情報と空き店舗などの商店街情報と支援策をパッケージにしまして全国に情報発信してまいります。情報発信につきましては、移住希望者に情報がしっかり届きますように、県の移住促進のホームページや関係団体のホームページ、また田舎暮らしの本、タウンズといった移住専門誌での広告などを活用したいと考えております。そして、情報発信後の移住希望者からの相談や問い合わせの対応につきましては、商店街、商工会、商工会議所、市町村、県をメンバーとします連絡会議でそれぞれの役割を確認し、サポートしてまいりたいと考えております。

具体的には、その右の縦長の四角にあります商工会等の事業計画策定の支援や金融相談、県の空き店舗の改装費補助、チャレンジショップ事業など、相談対応から出店、移住までの一貫した支援を行うものです。また、その後の相談対応状況など、進行管理もこの連絡会議でしっかりと行ってまいります。県外から移住し、出店開業を考える方の相談にきめ細かく対応することで、商店街の出店開業を促進したいと考えております。

また同じ資料、28ページです。

次は、高知県商店街施設地震対策推進事業です。これは資料No.②の286ページ、下から4行目の商店街施設地震対策推進事業費の補足説明資料となっております。

ポンチ絵をごらんください。

この事業は、昨年9月の補正予算で承認をいただきました老朽化した商店街のアーケードや街路灯の改修や更新に要する費用を助成するものです。国の補助事業を活用しまして市町村とともに支援するもので、資料の左下に、平成25年度実績見込みにありますよう

に、9月補正予算では高知市、四万十市、土佐市の7つの商店街の施設整備を支援することができました。平成26年度は、その右の囲みにありますように、9月に実施しました意向調査で施設の改修などの意向を示しました商店街への事業導入を進めまして、安全・安心な商店街づくりをさらに進めたいと考えております。

次は、同じ資料の29ページです。産業振興計画推進融資とある資料でございます。これは資料No.②の286ページの一番下の行、中小企業制度金融貸付金保証料補給金の補足説明資料となっております。

中小企業制度金融貸付金保証料補給金は、県制度融資の利用者が信用保証協会に支払う保証料の一部を助成するものです。平成26年度は制度融資のメニューにこの産業振興計画推進融資を追加しまして、中小企業の資金繰りを積極的に支援してまいりたいと考えております。

補足資料をごらんください。

資料の右半分の囲みに概要を記載しておりますけども、この融資は産業振興計画への企業の参画を促しまして県内産業の振興につなげることを目的としております。融資の対象は、産業振興計画の事業や目標に沿った事業を行う、または行おうとする企業でございます。具体例を申しますと、そこにもありますが、県や産業振興センターからアドバイザーなどの専門家の派遣などにより技術的な支援、指導を受けて、その支援・指導内容に沿った事業や県が主催する商談会や土佐MBAなどの研修、協議会、研究会などに参加して、それぞれの内容に関連した事業などで設備資金、運転資金の両方を対象としております。貸付利率と保証料率は、7年と10年の二通りの貸付期間を設けまして、それぞれごらんのとおりの利率としておりますが、利率を以内金利としたことで、企業の経営状況あるいは事業内容に応じて金融機関側で記載しました金利の上限を自由に設定できるようにしております。これにより、利用できる企業の幅が広がるのではないかとこのように考えております。

また、この融資では、金融機関に対しまして、実際企業に出向いていただきまして産業振興計画への参画を働きかけていただくとともに、企業が策定する事業計画への協力や、融資申し込み時において企業の取り組みが産業振興計画に沿ったものであるかどうかの確認もお願いしたいと考えております。したがって、こういった対応ができるのは県と産業振興計画に関する包括協定を結んだ金融機関であると判断しまして、取り扱える金融機関を県と包括協定を締結しました金融機関というふうにしております。これらによりまして産業振興計画への取り組みをさらに推進してまいりたいと考えております。

この産業振興計画融資を含む平成26年度の県の制度融資の融資枠は472億円に設定しております。昨年度の471億円とほぼ同額となっております。

また、資料No.②の287ページにお戻りください。

次は、設備貸与事業割賦損料等補給金です。これは産業振興センターが実施しています設備貸与事業の利用者の負担軽減を図るため、割賦損料とリース料の一部を補給しようとするものです。

7 貸金業対策費は、県知事登録の貸金業者の登録事務や指導監督に要する経費です。本年2月末の県知事登録の貸金業者は16業者となっております。

次の8 中小企業近代化資金助成事業特別会計繰出金は、特別会計で行う高度化資金の債権管理に必要な経費として一般会計から繰り出すものです。

288ページをお願いします。

債務負担行為について御説明します。

最初の中小企業制度金融貸付金の保証料補給は、先ほど御説明しました制度融資の26年度新規融資に係る保証料補給金について償還期限まで債務負担を行うものです。

次の設備貸与事業の割賦損料及びリース料補給ですが、これも先ほど説明いたしました設備貸与事業の26年度事業予定額に係る割賦損料等の補給金について債務負担を行うものです。

次の公益財団法人高知県産業振興センターが行う設備貸与事業の損失補償は、産業振興センターが設備貸与事業の実施に当たりまして金融機関から融資を受ける額のうち、貸与先から弁済を受けられずに債権が償却した場合に生じる欠損について、産業振興センターに対し損失補償を行おうとするものです。

次に、特別会計について御説明いたします。

恐れ入ります、766ページをごらんください。

当課で所管します特別会計は、中小企業近代化資金助成事業特別会計でして、3つ目の経営支援課の欄にありますとおり、平成26年度の予算額は2億8,362万円で、前年度より2億8,257万4,000円減少しております。これは後ほど御説明します産業振興センターに貸し付ける設備貸与事業貸付金の減少などによるものです。

773ページをごらんください。

歳入の主な内容を御説明させていただきます。

1 段目の中小企業近代化資金助成事業収入として2億8,362万円の収入を計上しておりますが、その内容は、その下の1 設備導入資金助成事業収入と5つ目の高度化資金助成事業収入で、1 設備導入資金助成事業収入のほうは産業振興センターへの設備貸与に係る貸付金の元金収入、それから2 高度化資金助成事業収入は中小企業者への貸付金の元金収入が主な内容となっております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

775ページをお開きください。

科目の上から3 段目、1 貸付金は、産業振興センターが実施しております設備貸与事業

に要する経費の2分の1を貸し付けるものです。設備貸与事業は、政府系金融機関の低利融資などによりまして利用が減少してきていますので、産業振興センターの26年度の予算がこれまでの5億円から、過去5年の貸与実績の平均であります1億3,000万円に減額されましたので、県はその半分の6,500万円を貸し付けるものです。

次の2運営費は、設備導入資金の債権管理等に要する経費です。

次は、2高度化資金の1元利償還費です。776ページですが、これは償還を受けました高度化資金をその借り入れの負担割合に応じまして、中小企業基盤整備機構と県の一般会計に償還する額でございます。

次の2運営費は、高度化資金の債権管理等に要する経費でございます。

以上が平成26年度の一般会計、特別会計当初予算の説明でございます。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

資料No.④の補正予算の議案説明書136ページでございます。

右端の説明欄のほうをごらんください。

1 人件費は、市町村との派遣協定に基づきまして、香美市から当課に派遣されている職員の人件費を負担することに伴うものです。

2 中小企業経営支援事業費の主な減額理由は、商工会などの人件費が職員の年度途中の退職などにより当初見込みを下回ったことなどによるものです。

3 商業振興事業費は、補助事業の申請件数が当初見込みを下回ったことや補助額が限度補助額を下回る事業が多かったことなどによるものです。

4 中小企業制度金融対策事業費の減額は、県制度融資の実績が当初見込みを下回ったことなどから、不用が出たことなどによるものです。

5 中小企業近代化資金助成事業特別会計繰出金は、特別会計の収入が見込みを上回ったことなどから、一般会計からの繰り出しが不用となったため減額を行うものです。

続きまして、特別会計の補正予算を御説明いたします。

361ページをごらんください。

科目の3段目、1貸付金は、産業振興センターの設備貸与事業の実績が当初の見込みを下回ったために減額するものでございます。

2 高度化資金の1元利償還金は、償還予定企業の償還計画の変更によりまして償還額が計画を下回ったため減額するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 メガソーラーとかいうようなもの、県内でも何カ所か始まっていますけど、それが県外の業者が来た場合は、もう余り積極的じゃないですか、高知県は。

◎亀井経営支援課長 融資対象になるかどうかということでしょうか。

◎坂本（孝）委員 そのこと。

◎亀井経営支援課長 特に県の制度では、そういう県内外という制限は設けておりませんので、産業振興計画の目標に沿った事業であれば融資の対象となり得る可能性はあります。

◎坂本（孝）委員 実は大阪のほうに会社があって、例えば羽根のほうでいろんなメガの計画とか持ちゅうがですね。それで、銀行からも融資を受けたいけれども、高知銀行は割と積極的だけれども、四国銀行がなかなか渋るというふうなことも聞くわけですよ。そこな辺、どうしてか私もわからないけれども、そういう県内外からの事業者のいろんな相談に応じる窓口のようなものは設けてますか。

◎亀井経営支援課長 融資の相談につきましては、まず、補助金を出します商工会議所のほうで金融相談という窓口がございます。また、金融機関それぞれにおいても、個々の事業者の相談に応じるようなことで、助言があっておるものと認識しておりますけども。

◎坂本（孝）委員 商工会議所の相談窓口にはこれまで結構相談があつてるんでしょうか。

◎亀井経営支援課長 ちょっと実績の数字は持ち合わせておりませんが、相談件数、相当な数に達しておるかと思えます。

◎坂本（孝）委員 それで、この大阪の業者にこの間いろいろ意見を聞く中でお話もしたわけですが、室戸のほうで15万坪とかいう土地を手に入れたいということで、羽根ですけど、やってるようです。それから、銀行が余り貸してくれんで、自分とこの金を65億円突っ込んでやりたいという、20メガで、そういう計画もあるようです。これまで高知でも2カ所ぐらいやってるようですが、高知がそういう融資の点でちょっと問題があるとのことで、関東へ行くということで、関東へ足を延ばすような姿勢も見せようがですね。そういう事業者がやっぱり入ってくるときに、高知県の産業振興のためにももっと受け入れやすい体制をつくらんといかんと思うわけですが。例えばその融資を受けるときに、メガをやるのであれば、メガソーラーの保証協会とかそういうものがあればちょっと環境も変わってくるんじゃないかと思うけれど、そういう保証協会のようなものを今後高知県で設置していくようなお考えはないですか。

◎原田商工労働部長 個別の事案がどうというのはいろいろあるので、なかなかこの場で、どうこうという話は当然できないとは思いますが。

産業振興融資も、きちっと県内で雇用をつくる、いろんな生産活動を活発にするといったようなことで産業振興に役立つことについては、積極的に当然やっていくと、基本はもう変わりません。これについては、当然金融機関と連携をしていくということですから、その内容に対しましては、対象事業につき、銀行、それから我々とできちっと話もさせていただいて、目的に沿ったものであれば当然対応させていただきますし、保証制度、今信

用保証協会の制度と言われましたけど、信用保証協会の制度は当然ございますし、そういったものも、使える、使えないの話も含めて、対応できるものはきちっとやっていくということに当然させていただきます。

◎坂本（孝）委員 メガの場合は結構お金が大きいんですね。さっきもちょっと言いましたけど、四国銀行、私も実際どういう問題があるか余りわかりませんが、やっぱりそこな辺もしっかりと融資すべきは融資していくという姿勢を銀行のほうも示してもらわんといかんと思いますので、ぜひお願いします。

◎横山委員 今の関連。産業振興計画推進融資、これは資料によりますと、包括協定先の金融機関から提案というような形ですが、ちょっと勘ぐれば、なかなか融資が難しいところを県がバックアップしてくれたら融資をしますよというような捉え方もするので、そこらあたりはどういう話になりますか。

◎亀井経営支援課長 先ほど部長から話があったと思うんですけども、県の融資制度自体は保証協会のほうに保証料を補給するという形をとっておりまして、貸付原資自体は金融機関のお金になっておりまして、貸付決定自体もそれぞれの金融機関が自主的に判断をするという仕組みになっております。

◎横山委員 金融機関が自主的に判断というのは、それは当然だと思いますよ。それで、県と提携を結んだ金融機関というのは四銀と高銀と幡多信ということで、私にとったらメーソンの高知信用金庫、高知市内で一番やっぱりエリアがある、県下的にエリアを持つと高知信用金庫と提携協定を結んでないと。それは何か事情があるのか。それとも、まだ今結ぶためにいろいろ話し中なのか。それとも、高知信用金庫はこの協定は提携せんと、そこらの事情というのはどうなっています。高知信用金庫との関係です。

◎亀井経営支援課長 包括協定先以外の金融機関を排除する考えは、我々全く持っていませんので、県と包括協定を結んでいただければ、当然この制度融資、取り扱えるものにはなっていくんですが、高知信金が協定を結ばない理由については、ちょっと私ども把握しておりません。

◎横山委員 それは銀行の経営方針であろうと思うのですが、やっぱり県としても、県内の金融機関、特に本県に籍を置く県内の金融機関に協力してもらわんと産業振興計画は進まんと思うし、企業の設備投資等々も進まんと思うのですが。それで、高知信用金庫というのは、全国で有数な信用金庫ですので、県と包括協定を結ぶべきやと。県としてもそこらあたりの話しかけをすべきやと思うのですが、そこらはどうです。今後どうします。部長で結構ですよ。

◎原田商工労働部長 その辺の事情も含めまして、我々としてまた注視といいますか、今委員のお話もありましたけれども、それぞれ考え方もおありやと思いますので、そこはまたいろんな機会の中でその話は当然させていただきたいと思います。

◎横山委員 よろしくお願ひします。企業が設備投資をしたり人を雇うたりというのは、もう金融機関のバックアップが、お互いの連携がないとこれはできない話ですので、それで特にそういう地域の銀行、幡多信用金庫も含めて、それとの連携というのは大切なことですので、ぜひそこらあたりも含めた中でよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

〈企業立地課〉

◎三石委員長 次に、企業立地課の説明を求めます。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 企業立地課の広田でございます。

企業立地課からの御説明は、当初予算と補正予算の2件で、それぞれに一般会計と特別会計がございます。

まずは、当初予算の一般会計につきまして御説明させていただきます。

それでは、資料②の議案説明書の261ページをごらんください。

上から5段目の企業立地課の欄でございますが、26年度は11億9,869万7,000円で、25年度と比べまして3億6,862万1,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、企業立地促進事業費補助金の執行予定額が25年度に比べまして1億9,278万円余りの減となっているためでございます。

それでは、特定財源の歳入から御説明させていただきます。

289ページをごらんください。

一番上でございます10の財産収入は、電柱などへの土地貸付料でございます。

その下でございます14の諸収入は、臨時職員の労働保険料の本人負担分でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明させていただきます。

290ページをごらんください。

右の端の説明欄に基づきまして御説明させていただきます。

当課の予算は、工業団地の開発などの基盤整備及び企業誘致活動と、次のページにございます団地開発のための特別会計への貸付金の3つで構成されております。

このうち、まず2の工業立地基盤整備事業費は、市町村が行う適地調査事業や香南工業用水道事業にかかわる地元対策事業などが主なものとなっております。

それでは、工業立地基盤整備事業費の主な事業を御説明します。

中段にございます工場用地整備事業費補助金は、新たな工業団地を開発するに当たりまして、その用地が適当かどうかを判断するため、市町村が行う条件調査事業に対する補助でございます。

続きまして、3の企業誘致活動推進事業費でございます。この事業費は、工業団地への製造業などの誘致やコールセンターなどの事務系職場の誘致、さらにはこれまでに進出していたいただきました企業へのアフターケアのほか、設備投資に対します助成などが主な内容

でございます。企業誘致につきましては、基本となる日々の企業訪問活動に加えまして、大都市圏での企業立地セミナーの開催などによりまして、ものづくり企業や事務系職場の本県への立地を促進していくための取り組みを進めてまいります。

それでは、企業誘致活動推進事業費の主な事業を御説明いたします。

290ページ、右の端の説明欄の一番下の項目をお願いいたします。

企業立地セミナー開催委託料及び、次のページの一番上でございます見本市出展業務委託料は、地理的ハンディなどを抱える本県への企業立地を促進するため、大都市において本県の魅力や進出のメリットなどをアピールするための事業でございます。

次の企業立地促進事業費補助金は、立地企業の設備投資に対し助成を行うものでございまして、7社への助成で6億9,149万6,000円、これに枠予算の2億円を加えまして合計8億9,149万6,000円を計上させていただいております。

その下のコールセンター等立地促進事業費補助金は、これまでに御進出いただきましたコールセンターなどのオフィスの賃借料や通信回線の使用料、人件費などに対しまして助成するもので、4社への助成で5,938万8,000円、これに枠予算の5,000万円を加えまして合計1億938万8,000円を計上させていただいております。

なお、現在のコールセンター全体の雇用者数はただいま約600人を超えておりますけれども、これらがフル操業になりますと1,000人に達する見込みでございます。

4の流通団地及び工業団地造成事業特別会計貸付金は、団地造成事業にかかわる特別会計で、来年度に必要となります起債の利子の支払いなどに充てる資金を一般会計から貸し付けるものでございます。

次のページをお願いいたします。

債務負担行為につきまして御説明させていただきます。

まず、上段の企業立地促進要綱に基づく指定企業が行う初期投資等に対する補助でございますが、これは立地が決定いたしました企業の建設工事などの設備投資が複数年にわたる場合の措置を行うものでございます。後に操業開始が近づきますと、改めて債務負担行為の現年予算化をお願いすることになります。

次の大規模コールセンター誘致推進事業費補助金は、大きな雇用を創出いたします大規模コールセンターの受け皿を確保していくために、広いフロア面積など一定の要件を満たす新たなオフィスを建築し、コールセンターに賃貸する事業者に対しまして補助する制度でございます。この債務負担行為につきましては、コールセンターの入居の時期に合わせまして現年予算化をお願いすることになります。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきまして、次に特別会計を御説明いたします。

778ページをお願いいたします。

流通団地及び工業団地造成事業特別会計でございますが、26年度が8億1,708万3,000円で、25年度と比べまして3億6,094万4,000円の減となっております。これは香南工業団地の造成工事が25年度に完了しましたことが主な理由でございます。

次のページをお願いいたします。

歳入の主なものを御説明させていただきます。

1つ目の流通団地造成事業収入のうち財産収入は、高知みなみ流通団地及び南国流通団地、この2つの団地のリース企業29社からのリース料による財産貸付収入と1区画の土地売払収入を計上いたしております。

その下の諸収入は、起債の利子の支払いに要します経費を一般会計から借り入れるものでございます。

2つ目の工業団地造成事業収入のうち財産収入は、電柱などへの土地貸付収入、高知テクノパーク1区画の土地売払収入を計上いたしております。

その下の諸収入のうち他会計借入金は、起債の利子の支払いに要します経費などを一般会計から借り入れるものでございまして、受託事業収入は、高知一宮団地を共同開発いたしております高知市と、来年度から南国日章工業団地の共同開発を開始します南国市、また香南工業団地は25年度で造成工事は終了しておりますが、地下水系の水文調査を工事後1年間実施することにしておりますことで、その調査に関連します事業に伴う香南市からの受託収入でございます。

県債につきましては、高知一宮団地に対しまして2,100万円と南国日章工業団地の5,500万円、また先ほど御説明いたしました水文調査等にかかわる香南工業団地の900万円、合わせまして8,500万円の起債を計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものを御説明させていただきます。

次のページをごらんください。

右端の説明欄に基づきまして御説明いたします。

1つ目の1流通団地造成事業費は、2つの流通団地の維持管理費に要します経費などを計上しております。

2つ目の2地方債元利償還金は、流通団地造成事業で借り入れております地方債の繰上償還と利子の支払いを行うものでございます。

次の1工業団地造成事業費は、高知一宮団地及び南国日章工業団地の開発に要します経費と香南工業団地の水文調査及び高知テクノパークの維持管理に要します経費などを計上いたしております。

まず、高知一宮団地について、後の補正予算の際にも御説明いたしますが、用地の境界確定に時間を要しましたことから、用地取得費など委託費の繰り越しをお願いしております。現在は用地取得につきまして地権者と最終調整を行っておりまして、来年度早期の用

地取得、そして造成工事につなげていきたいと考えております。また、工事の発注の際には補正予算をお願いすることになりますので、よろしく申し上げます。工事の完成は平成27年度、分譲開始は28年度を目標に高知市とともに取り組んでおります。来年度当初予算といたしましては、工事前に必要となります水文調査費などを計上いたしております。

次に、南国日章工業団地の概要について御説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の議案補足説明資料、インデックス藍色の商工労働部の報告事項、インデックス赤色の企業立地課の32ページをお開きください。

南国日章工業団地につきましては、県と南国市との共同によりまして南国市物部・田村・立田地区で新たな団地開発に着手するものでございます。開発面積は約15ヘクタール、分譲面積は約11ヘクタールを予定いたしております。平成26年度につきましては、測量、設計の委託などを予算計上させていただいております。その後用地取得、造成工事と進めまして、平成30年度中の完成、分譲開始を目指してまいります。

それでは、特別会計の当初予算の御説明に戻らせていただきます。

資料②の議案説明書の780ページを再度お願いいたします。

右の端の説明欄、下から2段目の2地方債元利償還金は、高知テクノパークの造成事業で借り入れております地方債の繰上償還と高知一宮団地及び香南工業団地で借り入れております地方債の利子の支払いを行うものでございます。

以上で当初予算の御説明を終わらせていただきまして、続きまして補正予算の御説明に移らせていただきます。

資料④の議案説明書をお願いいたします。

補正予算につきましても一般会計と特別会計がございますので、まずは一般会計の御説明をさせていただきます。

資料の127ページをお開きください。

上から5段目の企業立地課の補正額の欄でございますが、9,105万7,000円の減となっております。主な理由といたしましては、企業立地促進事業費補助金の減額によるものでございます。

補正の内容につきまして御説明させていただきます。

139ページをお願いいたします。

歳出の補正でございます。説明欄に基づきまして御説明させていただきます。

1の工業立地基盤整備事業費の2つ目、工場用地整備事業費補助金につきましては、条件調査事業を予定しておりました2カ所のうち1カ所が地元調整等に時間を要しましたことから、事業を延期したことによる減額でございます。

その下の工業団地開発関連事業費補助金につきましては、香南市が国の交付金等を活用したことによりまして補助対象事業費が減少したため、5,500万円余りの減額となったも

のでございます。

2の企業誘致活動推進事業費の1つ目、清掃等委託料につきましては、西南中核工業団地の県有地を売却したことによりまして維持管理が不用となったことから、減額をお願いするものでございます。

3つ目の企業立地促進事業費補助金につきましては、当初予定しておりました補助対象企業6社のうち2社が事業の延期によりまして26年度以降の予算対応となりましたことから、3億7,000万円余りの減額をお願いするものでございます。

その下のコールセンター等立地促進事業費補助金は、枠予算の4,700万円余が不用になりましたことと、既存のコールセンターの事業費の減少などによるものでございます。減額の主な理由につきましては、この補助金は従業員の新規雇用に対する助成がございまして、雇用された従業員が高知市在住の場合は高知市が助成し、高知市以外に在住する場合は県が助成することになっておりますため、県が助成いたします高知市以外に在住する従業員の新規雇用が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

3の流通団地及び工業団地造成事業特別会計貸付金でございますが、増額の主な理由につきましては、流通団地造成事業の起債に係ります後年度の一括償還分を平成22年度から計画的に償還することにより、負担を平準化させていただいておりますが、その償還に必要となります資金につきまして一般会計から貸し付けるものでございます。

次のページをお願いいたします。

繰越明許費につきまして御説明させていただきます。

先ほど御説明いたしました企業立地促進事業費補助金について1億129万5,000円を繰り越しさせていただくものでございます。これは本年度の補助対象費用のうち2社の操業開始時期が平成26年4月以降におくれていますことから、繰り越しさせていただくものでございます。

その下の債務負担行為の当該年度以降の支出予定額などの補正をお願いするものについて御説明いたします。

来年度以降の操業が見込まれる企業の初期投資などに対する補助金に関しまして、債務負担といたしまして当初及び9月補正により8億5,000万円の枠予算を確保しておりましたが、先ほど当初予算の中で御説明いたしました事業の延期により、平成26年度以降の予算対応となります企業、本年度中に事業計画の変更により補助対象金額が増額する見込みである企業、また本年度中に立地が決定し、新たに補助対象となる企業を合わせまして14億円余りの執行を見込んでおります。そこで、これまでの8億5,000万円に加えまして6億円余を増額いたしまして、債務負担の限度額を14億5,973万2,000円とすることを願います。

以上で一般会計の補正の御説明を終わらせていただきまして、特別会計に移らせていた

だきます。

366ページをお願いいたします。

歳出の補正でございます。

まず、上から3つ目の流通団地造成事業費につきましては、9,029万5,000円の増額をお願いいたしております。

右端の説明欄をごらんください。

1 地方債元利償還金は、一般会計からの借入金によりまして起債の繰上償還を行うための増額をお願いするものでございます。

一番下の工業団地造成事業費につきましては1億4,241万7,000円の減額となっております。

右端の説明欄をごらんください。

1 工業団地造成事業費は、香南工業団地における造成工事及び事業損失補償の減額でございます。

その下の2 地方債元利償還金につきましては、高知テクノパークの分譲収入がなかったことによる減額でございます。

368ページをお願いいたします。

繰越明許費につきまして御説明いたします。

これは当初予算で御説明しましたけれども、高知一宮団地に係る用地測量及び用地取得等の委託料につきまして、用地交渉に時間を要しましたことから4億4,489万6,000円の繰り越しを行うものでございます。現在、その後の交渉によりまして、4月に立木の補償費の積算が終了すれば契約の見込みとなっております。

以上で企業立地課からの御説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎溝淵委員 工業団地、御苦労さんでございます。なかなか積極的な対応で、香南工業団地も、先般の本会議を聞いておりましても、なかなか製造品出荷額40億円になるとか、いろんな面も具体的にも話されておりましたが、実際に、今3社くらいでそれぞれ詰めをしているような本会議の答弁でしたが、そんな中で具体的にもうちょっと言える部分がありましたら、聞いておきたいと思います。相当早く進んでるようで、うれしいことですけど。企業の中身とか、面積とか、それからある程度の単価あたり、構ん部分があったらちょっと教えていただきたい。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 このまず分譲価格は坪約5万円で処分をしようとしてます。その3社につきましては、今銀行からお金借りて投資しようとしてます。投資の中身等も結構その企業によっては秘密等もありますので、余り詳しいことは申し上げ

られないんですけども、3社全て製造業で、一部は先端技術の部分でございますし、それからもう一つは機械系、それからもう一つは、県内の農業にも関連するような材料をつくっているといた会社でございます。それぞれに事業を拡張していている会社でございます、資本としては大阪のほうの企業が2社ほど、あと県内の企業といった、そこらあたりでよろしいでしょうか。

◎溝渕委員 本当に思惑以上に積極的に課長も部長もみんな思い切ってやってきたという思いがするんですが。その後の高知の工業団地、南国の工業団地、それぞれも前向きに進めていっているんですが、そんな中で一宮団地の面積は、南国よりは狭いような感じもするんですが、構わない範囲での今の状況をちょっと聞いておきたい。積極的にやってほしいと思いますけどね。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 一宮団地のほうは、現地を見ると採石場跡でございます、西側の部分の一宮側を今私どもやっております。東側の部分については、土地の条件がちょっと複雑なんですけども、それについては今、何とかできないかということで御相談をさせていただいているところでございまして、それを本当に解決できましたら、南国の団地とほぼ同じぐらいの規模になると思っております。特に一宮団地、南国もそうですけど、一宮団地の強みが高速道路を両方使える、南国と高知をらせる。それでまた、南国の今度団地の最大の強みは、高速道路にすぐ乗られるということで、飛行場へ1分で行けるとい、すごくメリットがあるので、それぞれの個性がちょっと違った団地ではあるけども、インフラとしては高知県内で最もいい基盤のところにつくれるんじゃないかと思っております。

◎溝渕委員 最後ですが、なかなか景気もよくなって、規模も大きくなってうれしいことですが、南国の工業団地の場合、用地は、いろいろ私も皆協力的なことをよく聞くんですが、あそこはやっぱりかさ上げのことなんか課題になってくるんじゃないかなど。このままの形ではないでしょう。その辺は今県としては、高さなんかはどんな形を考えてるんですか。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 これにつきましては、南国市と私ども、地元説明と地権者、それから周りの方含めて何度も何度もお話しさせていただいております。それで、高速道路じゃなくて国道55号がありますよね。私どものやろうとしているところは、国道55号から大体1メートル下がったところになりますので、やっぱり国道55号レベルにまで何とか団地を上げていきたいという計画。これは調整池をつくっていくということもあって、調整池の容量を確保するためにもちょっと土上げないと流れないという問題もありますけど、もちろん工事の前には地域の住民の皆さんには十分御説明した上で、かからせていただきます。

◎溝渕委員 最後に、部長にお聞きしてお願いしておきたいんですが、本当に工業団地に

についてはなかなか積極的に前向きでやってこられて、それがスムーズにいつているという感じは持っております。香南をまず一定済ませて、それから高知、南国等をやっていかないかんですが、こういう今の景気の状態の中で、企業から見て、部長いろんな協議をしている中で、まだまだ希望は多いですか。それによっては、またほかの地区へも、安芸とか考えることもまた必要にもなってくると思うんですが、そんな全体の、これから先のことにもなるんですが、その辺ちょっとお聞きしておきたい。

◎原田商工労働部長 今回の動きの前段で一応、企業への包括的なアンケート等もやっておるところでして、その中でやはり新しいところに移る予定のこの問いについては、ぜひ考えたいみたいな答えは一定の量がございます。ただ、施設、土地を買われて工場を建てられるというのはやはり企業にとっても非常に将来的な大きなことでございますので、実際にはその具体的なケースの中で考えていかれるということだと思っております。ただ、ここをこの関係で御説明するとき、やはり津波の想定というのがどうしても背景にあるのも事実でございますので、現在も分譲を開始しております香南にしろ、高知市内の団地にしろ、やっぱり高台なり影響がないところということについてはかなりのニーズがあるということは、もう我々としては認識をしているところでございます。来年度着手いたします南国以降も、そういったアンケートもさらにとっていきながら、希望される市町村も事実でございますので、そこはきちっと話をさせていただきながら、基本的には適地調査を市町村の方の御希望を聞きながら、ないしは民間のアンケート等もまた並行して行いながら進めていきたいと考えているところです。

◎田村委員 香南団地のようにずんずん伸びていくほうはいいですけども、やっぱり全般的に高知県の場合は下位のほうにおるわけやね。地震も来るということで、多少来る企業も思いとどまる場所があると思う。でも、今、これ時々僕も言っておりますけど、既に自治体とかそういったところで企業団地をつくって、ちょっと塩漬けみたいになっているようなところ、活気のないところがあるんですよね。だから、そうしたところにも、もうちょっと県が自治体を支援して、手当てをしてというか、そこへ息も吹きかえさすような努力をすれば、県内にもかなり工業団地はあると思うんです。高知県の場合は非常に長いわけですから、そうしたところへの目配もちょっとこれから必要じゃないかなと思うんですよね。道路も変わってきたんでね。

◎三石委員長 質疑の途中ですが、ただいまから東日本大震災で犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするため、1分間の黙禱をささげたいと思います。御起立をお願いいたします。

(黙 禱)

◎三石委員長 黙禱を終わります。ありがとうございます。御着席ください。

それでは、質疑を続行したいと思います。

◎**田村委員** 高速道路とか道路事情も変わったんで、少し自治体にも問い合わせなり照会して、全体を検証して、それを企業にも提起してやっていくという、そういう少し丁寧なやり方をやればいいと思うのですが。自治体の対応が少し、言葉はちょっと厳しいかもわからんけど、冷たいという声も聞くんで。というより、自治体に力がないと思うんです、財政のね。だから、そこらあたりもちょっと丁寧に、今あるものをもうちょっと生かしていく、有効に生かしていくということを考えたらどうかなと思うんですがね。

◎**広田企業立地推進監兼企業立地課長** 委員がおっしゃいましたように、自治体によりまして温度差が確かにあるなどというのは私どもも感じております。例えば、すごく熱心な市町村になりますと、私どものところにしょっちゅうアプローチに来ます。こうしてくれ、ああしてくれとか、こういうことはできないのかと。また、僕らも逆にそういった工業団地もしくはそういった企業が集まっているところには我々もお邪魔して、何とか一緒になってサポートできないかということで。ただ、高知県内、昔から宿毛市のような大きな団地をお持ちのところ、それから香南市のように昔から集積しているところ、そこは昔からすごく企業と自治体とが密接な関係を持っています。それ以外のところはちょっとまだ経験不足みたいなところもいろいろあると思うんです。そういったところにはうちの職員が企業を回るときには、できるだけ役場の職員と一緒に回ってほしいということを私ども常々言っておるわけです。私も行くときには役場にはできるだけ訪問してお話しするんですけども、まだまだそれが十分足りてないんだろうと思います。そこは大事なことで、これから一生懸命取り組んでいきます。

◎**田村委員** ぜひとも裾野を広げて、誘致についても、新しいもんだけじゃなくてそういうものにも行き届くような形で、ぜひ丁寧に育てていってもらうことに努力していただきたいと思います。

◎**加藤副委員長** 例えば宿毛の工業団地なんか、もう県の所有している土地はなかったんじゃないかなと思っているんですけど、新しい企業も来ることになってですね。ただ、もう全部県は売れたんですけど、撤退した企業が結構あって、そういう意味ではまだ余裕があるんですよ。ただ、県の所有ではないのでなかなか難しいとは思いますが、やっぱり工業団地の地域の振興という意味では、そこも何かしら検討していく、力を入れていく必要があるんじゃないかなと思いますけど、そこはどうか考えられていますか。

◎**広田企業立地推進監兼企業立地課長** 西南団地もできまして20年たって、15年、20年の間に事業がちょっと海外へシフトとかといったことで撤退された企業も現実ございます。そういったところも結構広い面積をお持ちの企業ございまして、我々としたら、その企業が県に売るというのではなくて、その企業がお持ちの土地を我々としてはある意味ストックとして考えさせていただいています。それで、県外の企業なり県内の企業に対して、こういった企業が土地をお持ちだけでも、場合によってはお譲りいただけるかもしれないと

ということで、我々も当然営業をさせていただきます。ただ権利関係で値段とかそういったものがなかなか難しいところがございますけども、当然そういったところは我々としては企業誘致の対象候補地だと思って取り組んでおります。

◎加藤副委員長 ぜひそういうことでやっていただきたいと思うんですけど、基本的に民間と民間の契約になりますので、今おっしゃったように、なかなか行政の立場もある程度限界があると思うんですけど、例えば新規に来るとこなんかは立地の補助金なんかがありますよね。そういう意味では何か支援というのは可能性あるんですかね。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 はい。その団地、その土地につきまして、ただそれを民間がお持ちであっても、それを新たな企業が買うということであれば、新たな企業は当課の補助金対象の企業指定をさせていただいて、従前の企業が来たとの同じような支援策を講じてまいります。

◎三石委員長 ほかに。

(なし)

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

ここで約10分ほど休憩といたします。再開は3時5分ということでお願いいたします。

(休憩 14時52分～15時7分)

◎三石委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈雇用労働政策課〉

◎三石委員長 次に、雇用労働政策課の説明を求めます。

なお、予算議案と関連しますので、報告事項の「「あったか高知・雇用創出プラン」の執行状況について」もあわせて説明を行いたいとの申し出がありますので、これを受けることといたします。

◎近澤雇用労働政策課長 雇用労働政策課の近澤です。よろしくお願いいたします。

平成26年度当初予算、平成25年度補正予算、条例議案2件の計4件の議案を提出しております。また、議案に関連して報告事項1件がございます。一括して御説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、お手元の資料No.②当初予算の議案説明書の261ページをお願いします。

中ほどの雇用労働政策課をごらんください。

平成26年度予算は38億1,599万8,000円で、前年度当初予算と比べますと10億5,033万4,000円の減となっております。主に平成25年度の国の経済対策として緊急雇用創出臨時特例基金の地域づくり事業が新たに創設されましたが、重点分野、雇用創出事業及び震災等緊急雇用対応事業が終了することから減額をしているものでございます。

次に、歳入を御説明いたします。

ここでは25年度と比べまして大きく変わっているものを御説明いたします。

294ページの一番上の列、6雇用労働費補助金の右の端、説明欄の雇用開発支援事業費補助金5,527万2,000円は、ものづくりや食品産業での雇用拡大を図る事業を実施するため、来年度新たに国から受け入れる補助金でございます。

また、12の繰入金ですが、先ほど御説明しましたように、緊急雇用の繰入額は一部の事業が終了したため減少しているものです。

歳入は以上でございます。

次に、歳出を御説明いたします。

297ページをごらんください。

右端の説明欄で順次主なものを御説明いたします。

人件費は省略をさせていただきます。

まず、2労働政策総務費のうちで次世代育成支援事業委託料ですが、高知県次世代育成支援企業認証制度の周知やワーク・ライフ・バランスの促進を目的に実施をするものでございます。

ファミリー・サポート・センター運営費補助金は、地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリー・サポート・センターを設置している市町村に対して運営費の補助を行うものでございます。

次の出産後の女性再就職促進事業費補助金は、少子高齢化による労働力人口の減少が懸念される中、女性の活躍を促進し、労働力確保につなげ、経済の活性化を図るため、出産を機に退職した女性を正規職員として雇用した事業主に対して一時金を支給するものでございます。

次の3訓練管理費でございますが、県や民間の訓練施設の訓練生に対するキャリアコンサルティングや就職相談などの支援を行う能力開発支援相談員を配置する経費などを計上しております。

298ページをお願いいたします。

4の高等技術学校費は、高知、中村の両高等技術学校において新規学卒者及び若年離・転職者に対し、就職のために必要な技能と知識を習得させるための訓練を実施するものでございます。

5の高等技術学校施設等整備事業費の耐震改修等工事請負費は、本年度耐震設計を行いました中村校実習棟など3棟の耐震改修工事の工事請負費でございます。なお、この経費は、歳入に高等技術学校施設等整備債5,600万円の起債を計上しております。

続きまして、299ページをお願いします。

職業訓練費をごらんください。

職業訓練委託料は、若者や離職者などに対する職業訓練を民間の教育機関に委託して実施するものでございます。来年度につきましては、72コース、1,090人で実施する計画としております。さらに、年間を通して切れ目なく訓練を実施するために、年度をまたぐコースを設定し、債務負担を行うこととしております。

次の7技能開発向上対策費をごらんください。

この事業は、技能労働者の確保、育成及び職業能力の向上を図るものでございまして、まずものづくり名人派遣事業委託料では、学校や地域の団体などに熟練技能者を派遣するものでございます。

次に、地域職業訓練センター管理運営委託料は、県が平成23年4月から運営している地域職業訓練センターの管理運営の委託料でございます。

高知県職業能力開発協会補助金は、この協会が行う技能検定の実施に要する経費の一部を補助するものでございます。

次の8雇用促進対策費ですが、U・Iターン事業やシルバー人材センターの育成を図るための助成などを実施する予算となっております。また、産業振興計画の人材確保・育成の取り組みとして、県外の大学生の県内就職を促していく経費も計上しております。

就職情報発信等委託料は、県外に進学している大学生などに対して高知県の就職情報を発信するなど、県内へのUターン就職の促進を図るものでございます。

続きまして、300ページをお願いいたします。

就職フォーラム参加負担金は、就職支援会社が実施する大学生向けの合同企業説明会に県も参加し、県内の就職情報や企業情報などの提供を図るものでございます。

次の9地域産業担い手人材育成事業費は、生徒の企業実習、企業の技術者による技術指導などを通じまして、将来の地域産業を支える担い手の育成と若年労働力の確保を図るため平成20年度から実施しているもので、24年度からは私立中・高等学校等に対しましては企業見学を実施し、県内企業の理解促進を図っております。あわせて、産業界と連携した教員研修を実施し、人材育成の重要性についての理解を深めるよう取り組みを進めております。

10の就職支援相談センター事業費は、ジョブカフェこちらの取り組みでございます。就職情報の提供や相談、就職のための仕事体験講習などを実施しております。26年度は高校生の県内企業内定者を対象にしましたセミナーなど、ニーズに対応した内容を取り入れながら、若年者の就職支援に取り組んでまいります。

飛びまして、12の戦略産業雇用創造プロジェクト事業費は、国の補助事業を活用して、ものづくりや食品産業での雇用拡大を図る取り組みを商工労働部と産業振興推進部が中心となって実施するもので、雇用労働政策課では、事業が円滑に実施できるように管理を行うための経費や、仕事を求める方を企業などでの研修を通じて就職につなげていくことな

どの事業の経費を計上しております。

次に、13の緊急雇用創出臨時特例基金事業費について説明をさせていただきます。関連いたしますので、報告事項の基金事業もあわせて御説明をさせていただきます。

商工労働部報告事項資料の赤のインデックス、雇用労働政策課の3ページをごらんください。

ふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出臨時特例基金事業の2つの基金事業の総括表になっております。

まず、上の表、ふるさと雇用再生特別基金事業につきましては、これまでも御説明をしておりますが、平成24年9月末に終了いたしました。事業件数312件、新規雇用1,050名、事業費65億8,029万円となっております。

次に、下の表、緊急雇用創出臨時特例基金事業につきましては、平成21年度から平成26年度までの事業計画となっております。

表の一番右下をごらんください。6年間の合計で、県と市町村を合わせて事業数3,168件、新規雇用1万3,127人、事業費は約159億円余りとなっております。

これらの事業を実施するための基金総額については、表の左の枠の中をごらんください。全体で167億2,470万円となっております。このうち、下の括弧書きの中にあります地域人づくり事業16億1,470万円が平成25年度の国の経済対策で追加配分をされておる金額でございます。来年度はこの追加配分を活用して、あったか高知・雇用創出プランを推進してまいります。

あったか高知・雇用創出プランにつきましては、この表の左上の枠の中に出しておりますけれども、平成21年度から27年度までの7年間で1万4,800人の雇用目標としております。

あったか高知・雇用創出プランの目標設定について説明をさせていただきます。

次の4ページをごらんください。

あったか高知・雇用創出プランは、雇用創出基金を活用した緊急的な雇用対策として取り組んでおります。

そのページの下から2つ目の枠をごらんください。これまで平成21年度から26年度までの6年間で1万4,000人の雇用を目指して取り組んでまいりました。平成25年度までに1万4,177人の雇用が見込まれており、目標達成は確実となっております。

上の黒丸をごらんください。先ほども少し申し上げましたが、このたび国の平成25年度補正予算を活用した経済対策としまして地域人づくり事業が創設され、16億1,470万円が追加配分されることとなり、これに伴い実施期間が延長されまして、平成27年度末までの事業が可能となりました。

補足説明資料の34ページをごらんください。

地域人づくり事業の概要を載せております。この地域人づくり事業は、地域におきまして産業や社会情勢などの実情に応じた多様な人づくりにより、若者や女性、高齢者などの潜在力を生かした雇用を拡大するとともに、賃金の上昇や正社員化の促進といった処遇の改善につなげる取り組みを行うもので、地域における雇用の拡大と処遇の改善を目的としております。

下の事業内容の箱の中をごらんください。左枠の雇用拡大プロセスでは、失業者の就職に向けた支援として、雇い入れを行うものと雇い入れは行わないもの、二通りが実施できます。

右枠の処遇改善プロセスをごらんください。これは在職者に対する処遇改善に向けた支援で、定着支援に向けたメンタルトレーニングなどの研修や非正規雇用労働者の正社員化に向けた取り組み、賃金上昇を目的とした販路拡大などへの支援が対象となります。

平成26年度は、この事業を最大限に活用しまして雇用の創出と処遇の改善を図ってまいります。そこで、プランの期間を平成27年度まで延長しますとともに、追加配分による新たな雇用創出を反映しまして、新たに雇用目標を1万4,800人に設定して取り組みを進めていきたいと思っております。

少し長くなりましたが、あったか高知・雇用創出プランについては以上でございます。

次に、報告事項資料の5ページをごらんください。

緊急雇用創出臨時特例基金事業の平成25年度事業のうち、12月から1月に追加となりました事業の一覧をつけております。

また、9ページからは、平成26年度まで継続される事業の一覧をつけておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

資料②の予算説明書の301ページをお願いいたします。

14緊急雇用の積立金でございますが、これは基金の利子収入を積み立てるものでございます。

続きまして、302ページをお願いいたします。

債務負担行為でございますが、先ほど職業訓練費で説明いたしましたとおり、民間の訓練校への委託訓練について、年度をまたぐ訓練コースの設置に対応するためのものがございます。

以上で平成26年度当初予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成25年度の補正予算について御説明いたします。

資料No.④補正予算の議案説明書の127ページをお願いいたします。

全体では2億1,668万7,000円の増額補正となっております。

続きまして、143ページの1職業訓練費をごらんください。

職業訓練委託料でございますが、これは職業訓練受講生が訓練終了前に就職や自己都合

により途中退校されることなどに伴い、委託費の執行見込みの額が減少したためによる減額でございます。

2の緊急雇用創出臨時特例基金事業費をごらんください。

緊急雇用創出臨時特例基金事業委託料、同じく補助金、緊急雇用創出正規雇用促進費補助金は、いずれも粋事業分が当初の見込みを下回ったため減額をするものでございます。それらの減額のうち、起業支援型雇用創出事業については、26年度に事業実施の計画で予算化をしております。

3の緊急雇用創出臨時特例基金積立金は、利子収入の見込みが当初予算額を上回るものと、国の経済対策によります緊急雇用創出臨時特例交付金の追加配分を受け入れまして、その同額を緊急雇用創出臨時特例基金として積み立てるため、増額の補正をお願いするものでございます。国の平成25年度の補正予算による経済対策としまして新たに先ほど申しました地域人づくり事業が創設され、今回の補正分として積み立てることとなります16億1,470万円につきましては、平成26年度の事業の中で最大限活用することとしております。

続きまして、繰越明許費でございますが、145ページをお願いいたします。

工事請負費2,128万2,000円が繰り越しとなる予定でございます。これは南海地震対策関連事業として高知高等技術学校の本館屋上に至ります階段などを設置する工事のための費用でございます。この工事請負費につきましては、工事事用資材等が不足していることから、工事の年度内完了が見込めなくなったために繰り越しの承認をお願いするものでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

次に、条例議案を御説明いたします。

お手元の資料No.⑤条例その他議案の24ページをお開きください。

第45号高知県手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案でございます。

25ページが一番下から26ページの中ほどまででございます第3条をごらんいただけますでしょうか。

高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例の手数料を改正するものでございます。この手数料は、技能検定試験の実技試験の受験手数料でございまして、今回国の政令において定められております技能検定試験の手数料の標準額が改正されることに伴いまして、標準額と同じ額に改正するものでございます。

次に、条例議案の102ページをお願いいたします。

第66号高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例議案でございます。この条例は、地域人づくり事業の創設に伴いまして、国の実施要領が一部改正されましたもので、緊急雇用創出臨時特例基金の設置目的を改正するとともに、基金の設置期間を平

成27年度末まで1年間延長しようとするものでございます。

以上で雇用労働政策課の議案説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎川井委員 次世代育成支援事業、出産後の女性の再就職の促進、新規事業ということで大変いいんですが、再就職にするせよ、ネックとなるのはやっぱり育児の面と思うんですよね。県内の保育園なんかで待ちとか入れんとかいう状況はないんですかね。大体需要を全て満たしているんですかね。

◎近澤雇用労働政策課長 いわゆる全国的に言われています待機児童の問題ですね。聞くところによりますと、高知市内は割と待機児童は少ないと承っておりますし、郡部におきましても、おじいちゃん、おばあちゃんが面倒見られるとかいうことで、県内に限ってはそれほどお子様の育児、保育の関係で就職に対する大きな弊害といたしますか、障害があるというふうにはお聞きはしておりません。

◎川井委員 再就職して働くとなると、やっぱり時間的にも居残り保育とか、あるいは朝なんかでもちょっと早目に引き取ってもらえとか、そんなことなんかの要望も余り聞かんのですかね。

◎近澤雇用労働政策課長 そういった要望もあるかと思えますけども、国のほうが来年度、地方に対してそういう育児、子育て支援の基本計画を地域地域でつくるように法律で定めておりまして、来年度、市なら高知市、南国市というようにエリアごとにそういった保育を手厚くしていく制度の計画づくりをされると聞いておりますので、その面では一歩、二歩前進するんじゃないかとは思っております。

◎川井委員 女性の活躍があちこちで見られる。四国森林局でも女性初の今局長さんもおられますので、ぜひともこの分野は推進してもらいたいと思うんですが。

◎横山委員 今の関連でちょっと。女性が出産を機に退職すると、そしてまた新たに再就職する中で、女性の意識ですが。今回の補助事業で正規雇用という形になっていきますので、正規雇用すると、子育てにいろいろ支障ができてくる場合も考えられると思うんですが。非正規でも時間労働でいいんじゃないかというような女性の意識等々もあるんじゃないかと思うんですが、そこらあたりはどう把握されていますか。

◎近澤雇用労働政策課長 働き方のいろんなパターンがあろうかと思えます。自分は育児に時間をかけたいんで、短時間の勤務で仕事をしたいとおっしゃる方もいらっしゃる、子供さん、幾分手が離れたんで、もとの正規雇用に戻りたいとおっしゃる方もいらっしゃると思えますし。

◎横山委員 それで、正規採用した事業主に20万円ということで、200人の予定をされていますが、その200人について、県内事情等を勘案した中で、200人ぐらいであれば十分とい

うような算定の根拠はどのようになっていますか。

◎近澤雇用労働政策課長 200人という予算の規模なんですけども、平成24年度の就業構造基本調査の統計データをもとにはじいておりまして、そのうち、前の職場を出産、育児のために離職した女性が県内でストックとして、1万5,800名の方がいらっしゃるという数字が出ております。その中で、既にもう職についておられる方が8,700名いらっしゃる。いまだに出産を機に退職して仕事をされてない方が7,100人ということで、そのうち現に就職したいと希望される方が4,700人。その4,700人のうち、仕事をしたいと思ってるんだけど、現に就職活動されている方が1,400人ということでございます。そこから積極的に仕事を求めている1,400人の方をベースに、そのうち6割を正規希望として、現在の正社員の有効求人倍率を掛けますと344人という数字が出てきます。それに対して、実際じゃあ正社員の求人があっても何%就職されているかと、実際の就職率を掛けますと約200人、197人という感じですので、マックス、ストックに対しては200人をまずスタート台といいますか、発射台でやっていきたいというふうな算定をしております。

◎横山委員 高知県では、高齢者がずっと多くなって、それで若手の労働者が足りないという中で、女性は女性に適した職業、仕事というのはたくさんあるわけですので、今国が積極的にやってくれていますので、それを利用、活用する中で、やっぱり女性の皆さんにもまたもとの職場に参加していただくとか、あるいはまたほかのいろんな機会を捉えて再就職していただくとかってというのは、これは本当に大切なことじゃなからうかと思しますので、この200人以上の女性の皆さんに今回の事業等について積極的にアピールする中で、仮に不足額等々が生じた場合には追加するような状況になれば非常にうれしいのですが、そこらあたりはどう考えています。

◎近澤雇用労働政策課長 この事業のPRも積極的にやりたいと思っておりますし、また女性の施設であります旭町のソールに女性の就職支援センターという新しい女性のための就職をお世話する組織ができますので、そこと連携をしながら、この制度を企業にPRしていくという形もとっていきたいと思っておりますし、またこれがもし不足の場合はぜひ補正もさせていただけるように頑張りたいと思っております。

◎吉良委員 パンフレット作成委託料171万2,000円ですけども、これは労働者の権利だとか、あるいは社会保険なんかの入ったパンフレットと思うんですけども、どういうパンフレットですかね、これは。

◎近澤雇用労働政策課長 こちらのパンフレットにつきましては、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進をするためにメインとして活用したいと思っておりますので、それと今回の女性の就職支援の事業をPRしていく、そういった面での活用も考えております。

なお、委員おっしゃった「働くルール知っていますか？」という、当課の仕事をされる

方の基本的なルールとか労働基準法の関係をPRするパンフレットにつきましても、その中でできれば増刷したいとは思っております。

◎吉良委員 そしたら、以前作成した、主に青年向けのやつは予算化されてないということですか。

◎近澤雇用労働政策課長 事務費の中では対応させていただきたいと思っております。

◎吉良委員 その予算はどれぐらい見込んでますか。

◎近澤雇用労働政策課長 予算的には、A4サイズで裏表プラスですから、4ページぐらいのもんですので、費用的には数十万円ぐらいで印刷できるかと思っております。

◎吉良委員 今、青年の雇用の問題、それから非正規含めて具体的な問題だと思うんですね。そういう面で言うと、先鞭を切ってつくったということは非常に評価できるんですけども、それを継続させていくということが必要だと思うんですね。やはり今、高校生に対するそういう職業教育も含めて、キャリア教育なんて言われていますけれども、高校の現場だとかも含めてこの利用を図っていくと、そして職業観も変えていただいて、働くルールについても知っていただいて、しっかりと働くことに対してのレディネスを育てていくという意味でも非常に大事だと思うんですけども。前回つくったパンフレットがどのように利用されたのか、そしてその効果をどう認識していらっしゃるのか、もうちょっとお聞きしたいと思うんですけどね。

◎近澤雇用労働政策課長 前回作成しましたパンフレットにつきましては、今年度初めてですけども、主に公立高校のほうに配布しまして、かつ公立高校の校長会がありますので、そちらのほうでぜひ活用いただくようお願いをしたところがございますし、それから高知市の成人の日の配布資料の中にも「働くルール知っていますか？」というパンフレットを入れさせていただいて配布させていただいたというふうな形もあります。

◎吉良委員 その反応なんかもちょっとフィードバックしてPDCAに乗せていくということも必要だと思うんですけども、それもちょうと要望しておきますけども。

内容的には不可分のものを載せているわけですけども、ちょっと何これ、みたいな、悪いというんじゃないですけどもね。もう少し、何か青年が手にとって、例えばパンフレットのちっちゃいポケットに入れられるようなものだとか、開いていくだとか、もう少し印刷の質を高めて、そして項目ごとに、どうせつくるなら見やすいものにしていただいて、社会保険とはこんなになってるのかと、雇用保険ってこうなんだなあと、三六協定って、そうかというようなことを知っていれば、ブラックな働き方なんかは水際でも減らしていくこともできると思うんですけどもね。ぜひそういう方向で、わずか十数万円ですか、でも非常に大事な取り組みだと思いますのでね。高知の青年のやっばし命、そして雇用を守っていくと。継続的に働くことができる人材をつくっていく意味で非常に大事だと思うんですけどもね。そこら辺についてちょっとお考えを。

◎近澤雇用労働政策課長 私もこの4月に雇用労働政策課長になりまして、あのパンフレットを初めて見たときに、何だ、これはと、正直思いました。前任者がつくったのですが、でもよくよく見ると味があるんですよ。非常に内容的にも必要最小限をきちっと盛り込まれているので、逆にこれでよかったのかなと。ただ、ちょっと見にくいなど。ですから、委員おっしゃるように、改善の余地は多々あるかと思しますので、見直しをかけるところはかけていきたいと思えます。

◎吉良委員 それからもう一つ、高等技術学校関係で、ちょっとこの前お聞きしたんですけども昼食、若い人たち含めて、労働して、お昼のときの食事は寮生以外は、何かもうコンビニへ行って買っているみたいな話で、ここに調理業務委託って書いていますけれども、どうなってるんですかね、昼食は。

◎近澤雇用労働政策課長 昼食に関しまして、寮生だけが昼食を食堂でとっている実態なのかどうか、少し私のほうもまだ実態をそこまで把握をできておりませんので、後ほどきちっと確認しまして御報告させていただきます。

◎吉良委員 聞くところによると、寮生しか食べる場所がないので、ほかの者は勢い何かそこら辺で食べてる。そこら辺でというのも、ちょっと劣悪ですね、労働環境としたらですね。しかも、学びながらやってるわけですから。施設のこと、それから調理の数そのものも寮生しかつくってないみたいなこともおっしゃってましたのでね。ちょっと実態を調べて、改善の方向で検討していただけたらと思しますので、要望しておきます。

◎三石委員長 はい。要望ということで。ほかに。

(なし)

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で商工労働部の議案を終わります。

《報告事項》

◎三石委員長 続いて、商工労働部から4件の報告を行いたいという申し出があつておりますので、これを受けることにいたします。

この予算案とあわせて説明がありました1件については省略します。

まず、「産業振興計画フォローアップ委員会第2回商工業部会の概要について」、商工政策課の説明を求めます。

◎嘉数商工政策課長 商工政策課の嘉数でございます。

お昼にお配りをいたしましたA3とA4ととじた資料を見ていただきたいと思えます。

ことしの1月21日に産業振興計画フォローアップ委員会第2回商工業部会を開催いたしました。その概要について御報告をさせていただきます。

お手元にお配りをしておりますA4資料が1枚ございまして、A3が何枚かついている資料をごらんいただきたいんですけれども、まずA4の産業成長戦略の概要、それからそ

の次のページにA3で産業成長戦略の主な取り組み、それからその後ろに何枚かついておりますけれども、25年度の取り組み状況を記載しております産業成長戦略の取り組み状況、取り組みの進捗状況と、この資料を使いまして委員の皆様にご意見をいただきました。

一番上についております産業成長戦略の概要を見ていただきたいんですけども、その上のほうに1、2、3、4、5と書いてございますけれども、商工労働部では、先ほども各課長から御説明をいたしましたけれども、ビジネスプランづくりから商品開発、販売促進まで一貫した支援によるものづくりのパワーアップを行うとか、新たな工業団地の開発の加速化等々の御説明、5つの柱立てに基づきまして事業の御説明をさせていただきました。

委員の皆様からは、例えばBCPを考える上ではデータの保存が大切だといった意見ですとか、ビジネスプランづくりからという分に関連いたしまして、総合的な窓口というのは、事務は大変だけれども、相談が多いほど職員にノウハウが蓄積されるので好循環になる。また、景気が上向きになっているからこそさまざまな意見も出るので、積極的に対応するようにと。また、補助金は後押しになりますけれども、申請書類などが煩雑でわかりにくい、できるだけ簡素化するようというふうな御意見。それから、企業を支援する支援人材の育成というのも必要だという活発なさまざまな御意見をいただきました。全体としましては、方向性について御了解をいただいたところでございます。

商工業部会の概要については以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

次に、「香南工業団地の分譲について」、企業立地課の説明を求めます。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 企業立地課でございます。

先ほど溝渕委員からも御質問がありましたので、若干重複するかもしれませんが、よろしく申し上げます。

昨年の12月議会で県有財産に関する議決をいただきました香南工業団地の分譲状況について御報告させていただきます。

お手元の商工労働部報告事項の赤いインデックス、企業立地課の1ページをお願いいたします。

香南工業団地の分譲につきましては、先月の1月24日から2月7日までの間公募を行いまして、20社からの問い合わせがありましたが、最終的には3社からの分譲の申し込みがありました。

その他の動向としまして、今回の分譲申し込みには至りませんでした。今後分譲申し

込みの可能性のある企業数といたしまして、資金調達や事業計画を策定中の企業が3社、現在検討中の企業が1社ございます。

分譲申し込みのあった3社につきましては、2月19日に分譲先企業選定委員会を香南市と一緒に開催いたしまして、3社いずれも分譲先企業として適当であるとの審査結果になりましたので、現在売買契約の締結に向けた最終の調整を行っております。

なお、3社を合計した分譲地の面積は約5ヘクタール余りで、全体面積の約64%に当たりまして、当該団地での操業開始から3年後の製造品出荷額は約20億円、新規雇用数は112人を見込んでおります。

なお、残りの面積につきましては、県外企業を誘致する際の用地や増設を検討しておりますが、県内企業の用地として営業を行ってまいりたいと考えております。

香南工業団地の分譲については以上でございます。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

次に、「新たに開設する事務系オフィスの概要について」、企業立地課の説明を求めます。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 コールセンターなどの誘致の状況につきまして御報告をいたします。

報告事項、企業立地課の2ページをお開きください。

今回御報告いたしますのは、株式会社D I Oジャパン、株式会社キャリアの2件でございます。

まずは、株式会社D I Oジャパンについて御説明させていただきます。

当社は、登記上の本店を愛媛県松山市、東京都に本社を置きまして、ホテル、旅館に特化したコールセンターのパイオニア企業として、東北や九州を中心に全国で20カ所以上の拠点を運営する会社でございます。このたび四万十市と四万十町の休校した小学校を活用し、それぞれ50名、合わせて100名規模のコールセンターを御進出いただくことになりまして、1月27日に県立ち会いのもと、両市町と進出協定を締結していただきました。資料では予定となっておりますけれども、3月3日から既に研修を開始しておりまして、四万十町は4月1日から同じく研修を開始する予定でございます。高知市以外へのコールセンターの進出は初めてでございますけれども、若い世代の流出が課題となっている中山間地域でのさらなる雇用の拡大につながりますよう、県、四万十市、四万十町と連携してスムーズな事業運営を支援してまいります。

次の株式会社キャリアは、東京都に本社を置く50歳代以上の世代に特化した人材派遣業などを行う会社で、事業の拡大に伴いまして、派遣スタッフへの給与支払いなどの事務手

続を集中処理する事務センターを新たに開設することになりまして、誘致交渉の結果、高知市に御進出いただくことになりました。3月10日から10名で事業を開始しておりまして、3年後をめどに30名規模の新規雇用を見込んでいただいております。

以上で企業立地課の報告を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎加藤副委員長 このコールセンターの誘致につながった要因というのはどんなところですかね。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 もともとこのコールセンターにつきましては、昨年の10月に大阪で企業立地セミナーというのを知事が出席してやらせていただきました。その中に参加していただいた企業から、東京にこういった会社があって、非常に興味を持っているということで、私どもその情報をもとにすぐ飛びまして、それでその企業の社長に直接お会いすることができましたので、社長にお話聞く中で、東北地方の被災地域の、結構田舎のほうでやっているという情報が得られましたので、私ども今までコールセンターの最大の課題は箱がないというか、オフィスがないというのが高知市の最大の課題で、これはなかなか難しいと思って行ってたんですけども、そのケースが地方の田舎の学校とか、もしくは廃ビルみたいな、そういったところでもうまくやればできるんですよというのをサジェスチョンいただきまして、これはチャンスがあるなということと、それから向こう様が非常に旅行と観光、それからホテルにすごく強みのある企業でして、じゃあ高知も観光としては非常に力あるし、それと四万十ブランド、西のいわゆる全国ブランドのそういった高知県、四万十というのをかみ合わせれば、その企業にとっても非常に営業がしやすくなるんじゃないかといったものをPRさせていただいて、一度見てほしいということで高知に来ていただいて、現地を見ていただく中で、当初ちょっと通信回線とか、何よりも箱いうか、学校いうか、そういう受け皿が十分ないので不安なところもありましたけども、企業が学校で十分できるということと、通信回線につきましても、地元の市と町と、それから県の情報政策課、一生懸命対応してくれましたので、それで誘致につながったという経過をたどっております。

◎加藤副委員長 ぜひ成功事例としてこういう動きがあるということをもっとPRして、次々とならべていただきたいと思いますんですが、学校ですんで、どんなものでしょうか。ちょっと私も現地へ行ってないんでよく想像が付きませんが、耐震化とか空調の問題とか、いろいろとオフィスでそのまま使えないところも多いと思うんですけどね。その設備はどうなってますか。

◎広田企業立地推進監兼企業立地課長 委員のおっしゃるとおり、コンピューターを使いますので、空調は非常に大事です。空調、それからセキュリティ面、そういったものも、それから耐震、私どももいろんな国の事業とかを使えないかということで市と町に提

案しまして、市と町も自分とこのお金で整備をすとか。ただし、それについては国の事業費とか有利な起債を御紹介しましたので、何割かの負担でできるということで市町に対応していただきました。

◎三石委員長 ほかに。

(な し)

◎三石委員長 それでは、質疑を終わります。

◎原田商工労働部長 先ほど消費税率の見直しに伴いまして関係条例の使用料の改定について、吉良委員から、それを見直すことについての見解があればというお話をいただいております。それにつきましてなんですけども、県、自治体でございますけども、県もいわゆる国内といいますか、日本国内において資産の譲渡等を行う限りにおいては消費税の納税義務者というふうな当然位置づけになるということが1つありまして、ただ公共団体、自治体ということで、その公共性が強いといったようなこともあって、消費税法上は、特例がありまして、課税標準額に対する消費税額と、いわゆる控除できる仕入控除税額、これは同額であるというみなし規定があるということで、納税額自体は発生しない。もって、その申告義務が免除されているという規定が税法の中にあることは御存じのとおりだと思います。

ただ一方で、今回施設の管理経費、ちょっと先ほどの議論でも出ましたけども、管理経費がやはりふえていく、上昇するということはこれ明らかでございますので、そういったことに対応して今回改定をしないと持ち出しが当然ふえる。それによって県自身の損害、ひいては他の財源をといたようなことになって、それに対応する必要があるということで、今回の改定に至っているということになっております。

またかつ、消費税につきましては、最終的には負担者、これは制度上消費者が最終的な負担者ということで予定されているという、間接税ということもありまして、国のほうからも今回の改定に向けて、公の施設、いわゆる我々県、自治体の施設の使用料についても適正な転嫁を行うようという事務的な指導といいますか、技術的な助言もあっておる中で今回の見直しということで、御理解をいただければと思います。

なお、外税ということにつきましては、先ほど森課長のほうからもありましたけども、今後国会でまた税率の変更が予定されてるといようなことがありまして、今回全庁的な対応として今回の外税ということになったということでございます。何とぞ御理解の上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎吉良委員 出費が消費税分かさむんで、管理費もふえるからとなると、そしたら県民、市民は出費がかさむから人件費を上げて当然ということにもつながってくると思うんですけども。これ冗談ですけれども。

もともとの積算の基準ですわね、使用料にかかわって、これはどのように出したわけで

すか。それぞれの使用料。

◎**原田商工労働部長** それは全庁的な取り扱いとして、先ほど申し上げましたけども、税の見込みと控除と、それにかかる経費といったものを相殺するということがみなされるということがあって今回の取り扱いになったというふうに聞いております。

◎**吉良委員** 取り扱いじゃなくて、この試験をすると幾らとかになっているわけでしょ。それはどういう根拠があってその使用料が決まってるんですか。

◎**森新産業推進課長** 新産業推進課長の森でございます。

例えば公設試験所での手数料などにつきましては、それにかかわる人件費、一つの試験をするのにどれぐらいの時間が必要なのかということでもありますとか、そのほかに印刷製本費でありますとか、それから機械の使用料、そういったものを積み上げて、できるだけその根拠を明確にするようには努めております。ただ、過去に設定をした使用料、手数料につきましては、それが不十分なものも一部にはあるというふうなことで、全体的なバランスを見ながら最終的な金額を設定するようにはしております。例えば一個一個の本当に試験に必要な機器の使用料を積み上げられるかといいますと、例えば製紙試験とかいいますと、あらゆる機械を使いながらやりますので、そういった部分ではある程度まとめた平均的な考え方で使用料、手数料を決定しているという実情がございます。

◎**吉良委員** 全てのものが値上がりして、県の手数料、公共料金含めて上がってくるという中で、これから県のために産業振興もやろうという方々に対してまた課税するということは、やっぱり私は今回避けるべきではないかという考えなんです。ですから、使用料そのもの、手数料そのものの本体を引き下げて従前と同じ額にするだとかね。あるいは、地方消費税分でもう吸収するというようなことが今回あっても私はよかったんじゃないかということで、ちょっと今のこの手数料の設定の仕方についてはやはり見直しをと要請しておきたいと思えます。

◎**近澤雇用労働政策課長** 先ほどの吉良委員の御質問で、高等技術学校の生徒の昼食の問題でございますけども、ちょっと確認をいたしました。

高知校の場合、1、2年生合わせて110名おりますが、寮生が16名でございます。寮生の場合は、昼食は調理員が調理した料理を食堂で食べられるということでございます。寮生以外は、弁当持参とか、注文でお弁当屋さんが持ってくるとか、パンの販売とか、それから外のコンビニで買うとかいった形で、いろいろな昼食のとり方ありますけども、その場所につきましては、寮生は食堂オーケーです。また、寮生以外でも、寮の食堂で食べたければ食べられるということで、全員は無理ですけれども、お茶も出るということでございます。それから、教室とか実習棟にあります空調のある部屋で昼食もとれるような状況だというふうに聞いております。

◎**吉良委員** これから高知県のために頑張ろうという方たちに対する食事の環境として

は、やはり非常に劣悪だと思います。だから、なるべく栄養士も含めて、寮生と同じようにきちっとした食事を提供するという方向でもまた検討もしていただけたらと思います。部長、どうですかね、そこら辺は。

◎原田商工労働部長 言われるとおり、高知県は産振計画、産業振興を進める上で人材育成は基本だと思いますんで、高等技術学校で学ばれている方はこれから高知県を支える若い方だと思います。処遇についても、今課長から申し上げましたように、一つの考え方でやってはおるんですけども、現場との話も聞きながら、処遇で改善すべきことはぜひ改善していく、これは当然やっていきたいと思います。

◎三石委員長 吉良委員からありましたけどね、やっぱり非常に大事なことなんですよね、学校での昼食ね。ここらの小学校、中学校、高等学校でも一緒ですけども、ばらばらで食べるとかね、余り好ましくないとも思いますので、そのあたり改善できるところは改善していただきたい。要請をしておきます。

ほかに。

(なし)

それでは、以上で商工労働部を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあす行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎三石委員長 それでは、以後の日程については、あすの午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで終了します。

(16時8分閉会)